令和6年2月14日 教育委員会議案資料 No.4

令和六年二月十四日

港 区 立 図 書 館 サ 1 ピ ス 推 進 計 画 案 に つ 1, て

港区教育委員会



港区立図書館サービス推進計画 Minato City Library Service Promotion Plan

令和3 (2021) 年度~令和8 (2026) 年度 令和5 (2023) 年度改定版

(案)

令和6(2024)年2月 港区教育委員会

生涯を通じて豊かな学びを支える図書館をめざして

港区立図書館は、本や雑誌などの資料を収集・整理することを通じて、過去から現在にわたる知識や情報を広く公開し、利用に供することで「知ること・学ぶこと」を支える施設です。

新型コロナウイルス感染症は、施設の利用制限や事業の中止など、区立図書館においても大きな影響を及ぼしましたが、令和5(2023)年5月以降は感染症法上の類型が2類相当から5類へ移行され、感染症対策は個人の判断に委ねられるようになりました。これにより、制限なく図書館サービスを提供することができるようになりました。

港区では、図書館の現状や課題を踏まえた図書館サービス施策を推進するための取組をまとめた「港区立図書館サービス推進計画」を令和3(2021)年2月に策定し、電子書籍サービスの導入、学校図書館の支援推進など様々な取組を進めてまいりました。

今回行った見直しでは、計画策定以降に生じた社会情勢やとりまく環境の変化、子どもを含む全世代を対象にしたアンケート調査結果等を踏まえ、検討を重ねてまいりました。 I C T の積極的な活用や子どもが本とふれあうための取組の充実などを盛り込んでいます。令和6(2024)年4月には、台場区民センター図書室が図書館に移行し、新たに、台場図書館として開設します。

学識経験者や公募区民の方々などで構成された港区立図書館サービス推進計画検討委員会やアンケート調査、素案に対する区民意見募集及び区民説明会では様々なご意見をいただきました。この貴重なご意見を最大限に反映し、港区立図書館サービス推進計画がより充実したものになるよう取り組みました。

今回の見直しに当たってご協力いただいた皆様に、改めて御礼申し上げます。

様々な利用者ニーズや社会状況の変化に対応した、生涯を通じて豊かな学びを支える図書館をめざし、図書館サービスの更なる充実に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

令和6(2024)年2月

港区教育委員会 教育長 浦田 幹男

目 次

第1章 計画の改定に当たって	5
1 計画の概要	7
(1) 港区立図書館サービス推進計画とは	7
(2)計画の目的	7
(3)計画の位置付け	8
(4)計画の期間	8
2 めざすべき姿	9
3 改定の方向性	10
第2章 港区立図書館に関する現状と課題	13
1 改定に当たって踏まえるべき背景	
(1) 社会情勢の変化	
(2)国や東京都の状況	
2 区立図書館の概要	
(1)図書館施設の概要	18
(2)図書館の運営状況について	19
(3) 図書館サービスの概要	20
3 港区の図書館サービスに関する現状と課題	24
(1) 現状(港区立図書館サービス推進計画前期の取組状況)	24
(2)港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査結果	26
(3) 港区の図書館サービスにおける課題	33
第3章 図書館サービスの推進	25
#3 早 図音館 リー ころの推進	
2 基本目標と施策の展開	
基本目標 1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供	
基本目標 2 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進	
基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上	
基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開	
第4章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
(1)推進体制	
(2) 各主体の役割	
2 計画の進行管理	
(1) 管理方法	
(2)評価方法	64

資料	編	65
1	港区教育ビジョンの概要	67
	(1) 港区教育ビジョンとは	67
	(2) 港区教育ビジョンの目的	67
	(3) 港区が目指すこれからの教育	67
	(4) 港区の教育における基本的方向性	68
	(5)教育ビジョンの実現に向けて	69
2	港区立図書館サービス推進計画検討委員会	70
	(1) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会設置要綱	70
	(2) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会委員名簿	72
	(3)港区立図書館サービス推進計画検討委員会開催経過	72
3	港区立図書館サービス推進計画検討会	73
	(1)港区立図書館サービス推進計画検討会設置要綱	73
	(2)港区立図書館サービス推進計画検討会委員名簿	74
	(3)港区立図書館サービス推進計画検討会開催経過	74
4	関連計画一覧	75
5	用語解説	76
	◆資料編の「用語解説」に掲載している用語には「※」の記号を付けていま	す。

第1章 計画の改定に当たって

1 計画の概要

(1) 港区立図書館サービス推進計画とは

港区立図書館サービス推進計画は、「港区教育ビジョン (港区教育大綱)」において示された5つの方向性のうち、特に「生涯を通じた学び」、「地域社会で支えあう学び」の実現に寄与する区立図書館の将来像を示すものです。

区立図書館サービスの推進に関する多様な施策を総合的に体系化し、今後の施策の基本的な方向性を定めています。

(2)計画の目的

港区では、令和3(2021)年2月に策定した「港区立図書館サービス推進計画」で掲げためざすべき姿である「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」を実現するため、これまで様々な施策を推進してきました。資料や情報サービスの充実、電子書籍サービスの導入、調べ学習の支援などを重点的に取り組んできました。

また、デジタル技術の革新によるDX*の推進やこどもまんなか社会の実現に向け、こども家庭庁が設置され、総合的な子ども政策の推進が求められるなど社会情勢が変化しています。

このような背景から、港区では「港区教育ビジョン(港区教育大綱)」の基本理念・方向性を踏まえつつ、図書館サービスを取り巻く社会情勢の変化や現状と課題に対応した図書館サービス施策を推進するため、「港区立図書館サービス推進計画」を改定することとしました。

(3)計画の位置付け

「港区立図書館サービス推進計画」は、区立図書館の在り方やサービスの方針を示す ものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、学校教育、生涯学習、スポ ーツの教育分野の各計画と整合性を図ります。

なお、本計画には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定することが 求められている子どもの読書活動の推進に関する計画を含みます。

国の計画等 玉 玉 教育基本法 地方教育行政の組織及び 運営に関する法律 教育の基本を確立し、 地方公共団体における教育行政の その振興を図る 組織及び運営の基本を定める 港区の計画等 努力義務 義務 港区基本構想 港区の将来像、施策の方向 教育振興基本計画 教育大綱 港区基本計画 整 合 港区実施計画 港区教育ビジョン (P67参照) 区の行財政運営の指針 基本理念、めざす人間像 となる最上位計画 取組の基本的方向 港区幼児教育振興 港区生涯学習推進計画 港区立図書館サービス 港区学校教育推進計画 港区スポーツ推進計画 アクションプラン 推進計画 スポーツ活動の拡大に 豊かな学びを支えるた 幼稚園教育のさらな 区民の学びの意欲に 学校教育のさらなる 向けた取組と施策の方 めの図書館サービスの る充実のための施策 充実・発展のための 応えるための施策を 向性を定めた計画 施策を定めた計画 を定めた行動計画 定めた計画 取組を定めた計画

(4)計画の期間

「港区基本計画」の計画期間と同様に、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間の計画としており、中間年となる令和5(2023)年度に見直しを行いました。

港区立図書館サービス 推進計画	(2021) 年度	(2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
			>			

2 めざすべき姿

情報化・国際化の進展とともに知識や情報の重要性が増すなか、様々な利用者ニーズや社会状況の変化に対応した、生涯を通じて誰もが自由に利用することのできる図書館の役割が重要となっています。

みなと図書館(芝地区)、三田図書館(芝地区)、麻布図書館(麻布地区)、赤坂図書館 (赤坂地区)、高輪図書館(高輪地区)、港南図書館(芝浦港南地区)及び令和6(2024) 年度開設の台場図書館(芝浦港南地区)の7館に加え、乳幼児から高校生までを主な対象 とする高輪図書館分室の計8館が、それぞれの利用者や立地条件・周辺状況などを踏ま えた、きめ細かな図書館サービスを一層充実させていく必要があります。

基本的な蔵書はもちろん、それぞれの館が特色ある資料を所蔵することで、区立図書館全体で質の高い蔵書構成を実現します。

子どもの頃の読書習慣が大人になってからの読書活動に影響を与えます。読書相談などのレファレンスや各種図書館行事などをとおして、子どもから高齢者まで、全世代の利用者が満足して図書館を利用できるよう、図書館の魅力を高めていきます。

時間や場所にかかわらず資料の貸出・返却が可能であり、読書バリアフリーにもつな がる港区電子図書館を充実させていきます。

「港区立図書館サービス推進計画」では、「港区教育ビジョン(港区教育大綱)」の方向性「生涯を通じた学び」の実現に向け、「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」をめざすべき姿とします。

生涯を通じて豊かな学びを支える図書館

3 改定の方向性

現行の港区立図書館サービス推進計画は、令和3 (2021) 年度から令和8 (2026) 年度までの計画として策定しました。令和5 (2023) 年度に中間年を迎えるに当たり、社会情勢の変化や国・都の政策動向、港区におけるこれまでの取組の成果等から新たな課題の整理をするとともに、区民等の図書館や読書に関する実態やニーズを把握するため、令和4 (2022) 年度にアンケート調査を実施しました。

区がこれまで取り組んできた施策や事業の成果、社会動向やアンケート結果から得られる新たな課題を踏まえ、以下の4点の方向性のもと、港区立図書館サービス推進計画を改定します。

(1)図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化を捉えたサービスを積極的に提供します。

- ①書籍、雑誌、新聞、電子書籍、インターネットなど図書館資料の提供方法の多様化を進めます。
- ②令和6(2024)年度に新たに開設する港区立台場図書館を含めて、港区ならではの特徴を踏まえた郷土・行政資料や外国語資料の収集、各館ごとの地域特性を踏まえた資料を収集し蔵書を充実します。
- ③年齢にかかわらず、勉強、仕事、調べ物や交流をするための場所としての機能を充実 し、居場所としてのサービス提供を図ります。
- ④ I C T ** を積極的に活用した取組を推進します。

(2)子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるよう資料・環境・サービスの充実に取り組みます。

- ①読書活動のきっかけとなるのは、乳幼児期における家庭の取組が重要です。家庭での 読書活動の取組を促しながら、子どもが本に触れ、親しむため、情報提供や相談対応は もとより、特別な配慮を必要とする子どもを含め全ての子どもが読書活動をできるよ う区立図書館の支援のあり方を考え、取り組んでいきます。
- ②インターネットの利用開始時期が低年齢化してきており、また、A I *を活用したデジタル技術が身近になってきています。様々な状況から自らに必要な知識や情報を取捨選択できるようになるには、情報リテラシーを育むことが必要です。学校教育と連携し、調べ学習を充実するなど、図書館資料を活用した事業を実施します。
- ③子どもの読書への関心を高めるため、図書館の職場体験や同世代のつながりを生かし、 子どもが主体となって本を紹介したり、話合いや批評をしたりする活動の更なる充実 に努めます。

(3)あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできるように取り組みます。

- ①港区電子図書館に関する情報発信やコンテンツを充実させ、読書バリアフリーを推進することで、誰もが読書を楽しめるよう取り組みます。
- ②情報バリアフリーのみならず貴重本の保管にも有効な、資料の電子化を進めます。
- ③図書館に来館することが困難な人、仕事や家事・育児のために図書館に来館しにくい 人にとって、図書館サービスを利用しやすくなるよう取り組みます。
- ④港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供している ことを発信し、更なる利用促進につなげていきます。
- ⑤レファレンスサービス*や講座・講演会などの取組を充実し、多様な資料や情報、学び の機会を提供することにより、地域が抱える課題の解決につなげていきます。

(4)学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供 など生涯を通じて豊かな学びを支援する事業に取り組みます。

- ①学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるための支援を行います。
- ②地域の団体、社会教育施設の活動に対する学びの支援や資料提供など、それぞれが持つ資料や人材を相互に活用し、生涯学習活動を活性化していきます。
- ③郷土歴史館及びみなと科学館と連携し、港区の歴史、文化、科学を学ぶ取組を進めます。
- ④読書活動、図書館活用を推進するため、ボランティアを継続して育成し、活動の支援を 行います。

第2章 港区立図書館に関する現状と課題

1 改定に当たって踏まえるべき背景

(1) 社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

令和2(2020)年以降、世界的に新型コロナウイルスが感染拡大し、外出の自粛やマスクの着用が求められるなど、収束が見通せない状況にありました。一方で、テレワークやキャッシュレス決済の普及など、新しい働き方や暮らし方が浸透しました。

その後、感染者数の減少に伴い令和5 (2023) 年3月からマスクの着用が個人判断となり、同年5月には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行されました。コロナ禍において、図書館では、電子書籍サービスや座席予約システムを導入しました。アフターコロナに向けて、コロナ禍をきっかけに進展したICT*を活用した取組をさらに進める必要があります。

②人口動向

区の人口は、令和2(2020)年6月以降、これまでの増加傾向から一転して減少傾向となりましたが、令和4(2022)年2月からは再び増加に転じています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和13(2031)年には30万人に達する見通しです。

一方で、世帯当たりの人数は減少しており、単身世帯の増加が見られることから、人口 増加への対応とともに、包括的な支援体制の構築が求められます。また、世代別にみると 近年は子育て世代や子どもの転出超過の傾向がみられ、港区に住みたいと希望する区民 が住み続けられるように取組を進める必要があります。

③DX*の進展

DX*の取組は、デジタル技術の革新とともに民間や自治体でも拡がりを見せており、 行政サービスの充実や効率化に向け、生成AI*等を活用した最先端技術を取り入れた施 策の推進が求められています。

紙書籍と同時に電子書籍の配信を積極的に進める出版社も多く、出版市場においても電子出版の割合はさらに高まっています。音楽や映像の視聴方法も、CD・DVDによる視聴から配信サービスへ移行しています。

図書館としても、資料の多様化を進めていくとともに、ICT^{**}を活用した図書館サービスをより推進していくことが求められています。

4総合的な子ども政策の推進

令和5 (2023) 年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもまんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。令和5 (2023) 年12月、こども基本法に基づく、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

図書館として、あらゆる子どもに対して、年齢に応じた読書活動を支援し、誰もが本を手に取り、楽しむことのできる環境づくりを構築していく役割が求められています。

⑤地域共生社会※の実現に向けた取組の推進

区は、人口増加に伴い要介護・要支援認定者数や障害者数が増加傾向にあり、また、社会構造の変化などの影響により、支援ニーズは多様化しています。図書館として、障害の有無や年齢、国籍等を問わず誰もが読書を楽しむための取組を行う必要があります。また、図書館は、学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を行うことにより、地域課題・社会課題への関心喚起、学びの場、情報の記録・発信の場としての役割が一層期待されています。

(2) 国や東京都の状況

①国の状況

ア 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(令和2(2020)年度 ~令和6(2024)年度)の策定

令和2 (2020) 年7月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」といいます。) に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るために「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。基本的な方針として、以下の3方針が掲げられています。

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 3 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

イ 公民館・図書館等社会教育施設のデジタル活用促進

令和4 (2022) 年6月、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されました。この基本方針において、「公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICT*などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する」などの方針が示されており、公民館・図書館などの社会教育施設は地域コミュニティ機能の維持・強化を担う役割が期待されています。

ウ 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(令和5(2023)年度~令和9 (2027)年度)の策定

令和5 (2023) 年3月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。地方公共団体は、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められています。基本的な方針として、以下の4方針が掲げられています。

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生での探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定 等

- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保 障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性 を引き出すための読書環境を整備
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備 社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情 報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続 的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDX*を進める
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進 子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、 取組に反映させる

②東京都の状況

ア 第四次東京都子供読書活動推進計画(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度) の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定されました。基本方針として、学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子どもの読書環境を整え、子どもの主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していくことが示されました。また、計画のめざすものとして、以下の4点が掲げられました。

- 1 乳幼児期からの読書習慣の形成
- 2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- 3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
- 4 読書の質の向上

2 区立図書館の概要

(1)図書館施設の概要

港区立図書館は、中央館的機能を持つ三田図書館のほか、5地区の区域ごとにバランスよく図書館を配置しています。このほか、乳幼児から高校生までを対象とした高輪図書館分室があります。令和6(2024)年4月からは、台場区民センター図書室が台場図書館に移行し、8つの施設で図書館サービスを提供します。

このほか、連携施設として郷土歴史館図書室、男女平等参画センター(リーブラ)図書 資料室、青山生涯学習館図書室の各資料を図書館システムに組み込み、区立図書館資料 と同様に貸出・返却・予約ができます。

施設名	開館時間	休館日						
三田図書館								
みなと図書館	ш I. Оп+. 20п+.							
麻布図書館	月~土 9時~20時	毎日笠の土曜						
赤坂図書館	日祝 9時~17時 12月28日 9時~17時	毎月第3木曜						
高輪図書館	17月70日3时,11时							
港南図書館								
台場図書館	全日 9 時~20時							
(令和6年4月から)	王口の村、70时							
高輪図書館分室	全日9時30分~20時	毎月第3木曜・祝日						

区立図書館一覧

◆年末年始(12月29日~1月3日)や特別整理期間は休館日となります。



区立図書館と連携施設の設置状況 (●区立図書館、○連携施設)



三田図書館(札の辻スクエア)

(2)図書館の運営状況について

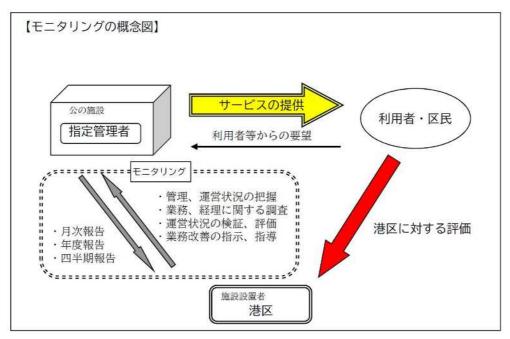
三田・赤坂・高輪・港南の4館は平成 21(2009)年4月から、高輪図書館分室は平成 23(2011)年 12 月から、麻布図書館は平成 26(2014)年7月から、みなと図書館は令和4 (2022)年4月から指定管理者制度を導入しています。また、令和6 (2024)年度に開設する台場図書館も指定管理者による管理運営となります。なお、令和4 (2022)年度の三田図書館の移転開設に伴い、中央館的機能がみなと図書館から三田図書館に移行しています。

毎月三田図書館の指定管理者が開催している図書館長会を通じて情報を共有し、選書を合同で行うことにより質・量ともにバランスの取れた蔵書を構成しています。

各区立図書館では5年間を指定管理期間としており、中間年度に第三者評価を実施しています。

区は、指定管理者が協定書及び事業計画書に従い適正かつ確実なサービスを安定的に 提供しているかどうかをモニタリングするとともに、図書館長会への参加や日常の連携 により図書館の機能・役割が十分に発揮されるよう、責任を果たしていきます。

司書資格を持つ区の専門職員の配置や区職員が都立図書館等の実施する研修を受講することで、図書館の指定管理者のモニタリングを適切に実施していきます。



出典:指定管理者制度運用マニュアル(令和5年5月改訂)

(3)図書館サービスの概要

①利用状況

令和5 (2023) 年4月1日現在、区立図書館と連携施設をあわせた利用登録者数は140,243名です。個人登録者のうち港区民は80,547名(全個人登録者中57.4%)となっています。区立図書館の令和4 (2022)年度の貸出数は、図書資料が1,928,914点、雑誌が99,142点、視聴覚資料が195,759点です。

連携施設の貸出状況は図書資料が150,816点、雑誌が8,050点、視聴覚資料が10,260点です。連携施設の貸出数は平成30(2018)年度に比べて全体で約5万点増えています。

なお、令和3 (2021) 年 11 月から、図書館資料の貸出数量について、図書等については 10 冊以内から 15 冊以内に、CDについては3 タイトル以内から5 タイトル以内に増量しています。

貸出数の推移 (点)

年度		区立区	図書館	連携施設				
十尺	図書	雑誌	視聴覚	計	図書	雑誌	視聴覚	計
4年度	1,928,914	99, 142	195,759	2, 223, 815	150,816	8,050	10, 260	169,126
3年度	1,906,999	102,508	201,976	2, 211, 483	145, 129	6,558	10,561	162,248
2年度	1,613,039	96,818	180,717	1,890,574	109,437	5,322	7,792	122,551
元年度	1,926,155	114,884	241,598	2, 282, 637	112,087	6,830	10, 212	129, 129
30年度	1,938,571	119,000	258,689	2,316,260	104, 304	6,989	10,513	121,806

出典:港区の教育 令和5年度(2023年度)版事業概要

個人登録者数の推移

年 度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
個人利用登録者数(人)	114, 427	116,851	114,697	114,697	140, 243
区民登録者数(人)	(62, 934)	(63, 925)	(64, 514)	(68, 533)	(80, 547)
区民登録者の割合(%)	55.0	54.7	56.2	59.8	57.4

出典:港区の教育 令和元年度(2019年度)~令和5年度(2023年度)版 事業概要

②蔵書状況

令和4 (2022) 年度末の港区立図書館の全所蔵資料数は 1,315,937 点で、区民一人 当たりの蔵書点数は約5点です。3年間で約7万5千点の資料が増加しています。

区立図書館における所蔵資料数の推移 (点)

年度	図書	一般	ヤング	児童	紙芝居	デイジー [※] CD	雑誌	視聴覚	計
4年度	1, 176, 749	865,316	77,724	227,010	5,945	754	55, 166	84,022	1,315,937
3年度	1, 155, 895	850,971	76,043	222, 256	5,893	732	55, 578	83,023	1, 294, 496
2年度	1, 130, 519	835,055	73, 135	215,838	5,774	717	53,655	82, 122	1, 266, 296
元年度	1, 107, 559	822,076	70,316	208,789	5,689	689	52,646	81,028	1,241,233
30年度	1,084,505	805,358	68,809	203,999	5,654	685	52,365	80, 189	1,217,059

出典:港区の教育 令和5年度(2023年度)版事業概要

③電子書籍サービス

令和3 (2021) 年 11 月に、利用者が自宅にいながら自分の端末で電子書籍を借りて 読むことができるよう、「港区電子図書館」を開設しました。

電子書籍所蔵タイトル数及び貸出数の推移 (点)

年 度	所蔵タイトル数	貸出数
4年度	7,626	21,476
3年度	6,864	11,668

出典:港区の教育 令和5年度(2023年度)版事業概要



港区電子図書館

④レファレンスサービス*

何らかの情報を求めている利用者に対して、課題解決のための資料や情報を提供するレファレンスサービス*を行っています。レファレンスサービス*を充実させるため、辞書、百科事典、年鑑、白書、法令、各種統計などの資料をさらに充実させています。特に、相談の多い港区の行政や港区を含む周辺地域の歴史に関しては、東京史や区史、古い住宅地図の情報提供に加え、復刻された古地図などの資料の収集も積極的に行い、レファレンスに活用しています。

⑤ I C T*を活用した情報サービス

資料にICタグ*を貼付しています。ICタグ*により、複数の資料のデータを同時に読み取ることが可能となり、貸出や返却などの迅速化・効率化に役立っています。さらに、各図書館に設置している自動貸出機により、利用者は自ら簡単に貸出手続きができます。また、ICタグ*の電波を感知するセキュリティゲートを設置して、貸出禁止の資料、貸出手続きが終了していない資料の館外持出しを検知することで資料の盗難防止などに効果を上げています。

令和4 (2022) 年4月に移転開設した三田図書館では、利用者が予約した資料を自ら貸出処理を行うことができる予約資料コーナーを設置したほか、閲覧席等をスマートフォン等のWEBから予約できる座席予約システムを導入しました。

令和5(2023)年までに、全ての区立図書館で公衆無線LAN「Minato City Wi-Fi」への切替えを行い、図書館内の公衆無線LANの使用可能なエリアを拡大しました。

⑥図書館利用に障害のある方へのサービス

視覚障害者や小さな字が見えにくい人に対しては、通常の本に比べて活字が大きく読みやすい大活字本、点字絵本、さわる絵本*、拡大読書器などを各図書館で提供しています。そのほかにも視覚障害者や高齢で視力の低下した人に対しては、本や雑誌をカセットテープやCDに録音した録音図書*の貸出や対面朗読サービスを行っています。あわせて対面朗読サービスを行っている音訳ボランティアの協力を得て、朗読会や録音図書*の製作も行っています。

平成 24(2012)年度にサピエ*に加入したことにより、録音図書*・点字図書の利用の機会が広がりました。毎年6月ごろには図書館を利用している視覚障害者との利用者懇談会を開催し、視覚障害者の意見を聞くとともに図書館サービスの取組内容について情報提供しています。

聴覚障害者に対しては、筆談器を備え付け、コミュニケーションが図れるようにしています。そのほかに、字幕付映画会や手話通訳付き朗読会などの行事も行っています。平成26(2014)年7月に開設した麻布図書館の視聴覚室には、高齢者・難聴者向けの集団補聴システム**を取り入れました。

平成 24(2012)年度から、図書館への来館が困難な高齢者や障害者並びに区内の高齢者福祉施設の入所者に対して、図書館所蔵の本や雑誌を届ける宅配サービスを実施しています。また、高齢者福祉施設へ直接図書館職員が出向いて朗読会などを行う出張図書館行事を実施しています。令和 2 (2020) 年 12 月からは、妊産婦、負傷や疾病により外出困難な人を宅配サービスの対象者として追加しました。

平成 25(2013)年度から、障害をテーマに書かれた本やDVDのほか、録音図書^{*}、 点字図書、布の絵本、点字絵本などを障害者週間^{*}の時期に展示し、障害者への理解を 促進するための取組を始めました。

字配サービス利用登録者数

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			
宅配サービス 利用登録者数	21	19	54	62	60			

出典:港区の教育 令和5年度(2023年度)版事業概要



⑦図書館の行事

区立図書館の利用拡大を図るとともに、優れた文化を広く図書館利用者が共有できる場を提供するため、映画会をはじめ、コンサート、朗読会、講座、講演会などを行っています。各区立図書館には、視聴覚ホールや視聴覚室など、映画上映の設備があり、毎月映画会を実施しています。

映画会のほか、演奏家によるコンサートによる音楽を楽しむ場の提供やビジネスセ ミナーなど各種セミナーも実施しています。

なお、令和2(2020)年度における図書館の行事については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から8月まで中止し、9月以降は定員を縮小して実施しました。

図書館行事実績の推移

四自即门予入院でカビル									
£	① おは	なし会	② 子	ども会	③ 映画会				
年度	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数			
4年度	231	2,637	87	2,912	162	2,655			
3年度	166	1,925	56	1,292	131	2,061			
2年度	59	579		_	77	1,099			
元年度	187	3,030	85	2,853	157	4,641			
30年度	199	3,512	84	2,715	181	6,485			

出典:港区の教育 令和5年度(2023年度)版事業概要

⑧児童サービス・ヤングアダルトサービス※

乳幼児・小学生対象のおはなし会、夏休みやクリスマスなどの季節に応じた子ども 会、赤ちゃんと保護者を対象としたブックスタート*を行っています。

また、子育て支援として、妊娠中の方やその家族に絵本や出産・育児に関する本の紹介を行う「プレママ・プレパパおはなし会」を行っています。子どもへの活動に関心のある区民を対象に、読み聞かせなどの基本的な技術を学ぶことができる「児童サービスボランティア養成講座」を開催しています。受講者は初中級編・ステップアップ編受講後、実習を経て「港区立図書館児童サービスボランティア」に登録し、各図書館での事業に協力しています。

ヤングアダルトサービス*では、学校をとおして職場体験の受入先として、図書館員が行っている返本作業やPOP*の作成、来館者向けおはなし会を体験する機会を設けています。また、中高生の図書館利用促進を図り、現在の中高生の読書傾向の把握や選書に役立てるため、中高生懇談会を開催しています。

9図書館間の相互貸借

利用者が見たい資料が区立図書館にないとき、都内の公立図書館から資料を借りることや(相互貸借)、文献の複写など図書館間での相互協力を実施し、図書館同士で資料・情報の提供を行っています。

3 港区の図書館サービスに関する現状と課題

(1) 現状(港区立図書館サービス推進計画前期の取組状況)

①新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う東京都知事の不要不急の外出自粛等の要請を踏まえ、令和2 (2020) 年3月28日から5月25日まで全区立図書館の完全休館を行いました。

令和3 (2021) 年度以降も、閲覧席の縮小や講座の定員の制限などの感染拡大防止策を講じながら通常どおり開館してきました。緊急事態宣言期間中は予約図書の無料郵送サービスを実施しました。

②電子図書館サービスの開始

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、区民生活の変化に対応するため、令和3 (2021) 年 11 月から、利用者が自宅にいながら自分の端末で電子書籍を借りて読むことができる「港区電子図書館」を開設しました。計画で定めている電子書籍所蔵タイトル数、貸出数はどちらも大きく目標を上回っております。

③三田図書館の移転、開設

令和4(2022)年4月1日に三田図書館を産業振興センターとの複合施設である札の辻スクエアに移転開設しました。港区立図書館として最大の面積及び最多の蔵書をもつ図書館として、多様な人々の出会いを地域につなげる「出会いと発見にあふれ、未来を拓く『学び』を支える図書館」として運営しています。移転後の三田図書館では、産業振興センターと連携しビジネス関連情報等を提供するほか、自動予約受取サービスや座席予約システムの導入など、新たな取組を行っています。

④全ての区立図書館の指定管理者による運営開始

令和4 (2022) 年4月1日にみなと図書館の運営が指定管理者となり、高輪図書館 分室を含む全ての区立図書館が指定管理者による運営となりました。併せて中央館的 機能がみなと図書館から三田図書館に移行しました。

⑤台場図書館の開設準備

区立図書館のない台場地域において図書館サービスを補完する機能を担っていた港 区立台場区民センター図書室を、台場コミュニティーぷらざ等の大規模改修工事を機 に、令和6 (2024) 年度から図書館法に基づく図書館に移行します。

多様な学びの機会を提供し生涯学習施設である図書館を核とした台場地域の更なる 魅力向上につなげます。

⑥学校、地域の団体や社会教育施設等との連携

学校図書館支援として定期的に学校関係者との情報共有を図っています。子どもの 読書活動には学校図書館が大きな役割を果たすことから、区立図書館による支援をよ り充実させることが必要です。

現在、区立図書館では、大学図書館や専門図書館への紹介、区内の美術館・博物館の文化施設から構成される港区ミュージアムネットワークを通じた連携事業や区内大使館との国際交流事業など、外部組織との連携を図っています。

港区立図書館と連携している区内の専門図書館等の一覧(令和5(2023)年12月時点)

1	(一財)機械振興協会経済研究所/BIC ライブラリ
2	(一財)日本航空協会航空図書館
3	(公財)吉田秀雄記念事業財団アドミュージアム東京ライブラリー
4	(公財)国際文化会館図書室/The International House of Japan Library
5	(公財)三康文化研究所附属三康図書館
6	(公財)日本交通公社旅の図書館/LIBRARY OF TOURISM CULTURE
7	(公財) 味の素食の文化センター 「食の文化ライブラリー」
8	カナダ大使館 E. H. ノーマン図書館
9	ゲーテ・インスティトゥート東京図書館
10	国立国会図書館支部気象庁図書館
11	慶應義塾大学三田メディアセンター/Keio University Library
12	慶應義塾大学薬学メディアセンター
13	人権ライブラリー
14	東京海洋大学附属図書館
15	東京都人権プラザ図書資料室

(2) 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査結果

港区立図書館サービス推進計画の改定に向け、区民等の図書館や読書に関する実態や ニーズを把握し、計画改定や今後の区の図書館サービスに関する施策や事業を推進する 際の基礎資料として活用することを目的として、「港区立図書館サービス推進計画の改定 に向けたアンケート調査」を実施しました。

本アンケート調査をはじめ、関連調査の結果等踏まえ、港区の図書館サービスに関する現状と課題を整理しました。

港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施概要

○調査対象

- ①区民向け調査 18歳以上の区民1,500名(うち120名は外国人)
- ※外国人の人数は港区の総人口に占める外国人の割合に合わせた
- ②港区内に通勤する人600名、港区内に在住する人600名
- ③ 0歳~小学校4年生の子どもの保護者1,000名(うち80名は外国人)
- ④小学校5年生~高校3年生相当の子ども本人1,000名(うち80名は外国人)
- ⑤小学校5年生~高校3年生相当の子どもの保護者1,000名(うち80名は外国人)
- ※③~⑤の外国人の人数は港区の総人口に占める外国人の割合に合わせた
- ⑥区立小学校5年生1,534人、区立中学校2年生692人
- ⑦港区立図書館6館1分室の来館者

○抽出方法

- ①住民基本台帳から無作為に抽出
- ②港区内在勤者、港区内在住者
- ③~⑤住民基本台帳から無作為に抽出※④⑤は同世帯
- ⑥区立小学校5年生(19校48学級)、区立中学校2年生(10校24学級)

○調査方法

- ①郵送配付、郵送・インターネット回収
- ②インターネットモニター調査
- ③~⑤郵送配付、郵送・インターネット回収
- ⑥学校を通じた配布及び回収(学校配布のタブレットを用いてインターネットにより回収)
- ⑦各図書館(室)における配布・回収

○調査期間

- ①令和4(2022)年11月11日(金)~12月14日(水)
- ②令和4(2022)年11月25日(月)~12月2日(金)
- ③~⑤令和4(2022)年11月11日(金)~12月14日(水)
- ⑥令和4(2022)年11月9日(水)~12月4日(日)
- ⑦令和4(2022)年11月11日(金)~11月27日(日)

○有効回収率

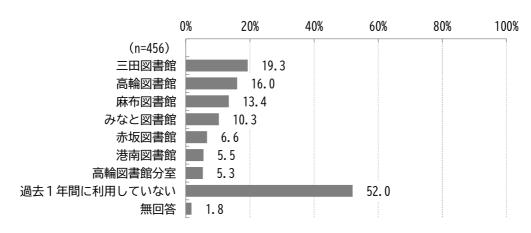
- ①30.4% (回収数:456件 うち郵送314件、インターネット142件)
- ②モニター調査は、在勤者 600 件、在住者 600 件を回収
- (3)34.3% (回収数:343件 うち郵送 186件、インターネット 157件)
- ④17.6% (回収数:176件 うち郵送112件、インターネット64件)
- ⑤20.3% (回収数:203件 うち郵送123件、インターネット80件)
- ⑥区立小学校5年生84.8% (1.301件)、区立中学校2年生90.0% (623件)
- ⑦全体で 1,394 件

①区立図書館の利用状況

過去1年間で港区立図書館を利用した区民の割合は46.2%となっています。 利用がある館については、「三田図書館」(19.3%)が最も高く、次いで「高輪図書館」 (16.0%)、「麻布図書館」(13.4%)となっています。

また、コロナ禍では、年代別にみると、「50~59 歳」~「70 歳以上」の区民が図書館 利用を控えていたことがうかがえます。

過去1年間の港区立図書館の利用状況 【郵送調査(区民)】



出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

コロナ禍での行動変容 【郵送調査(区民)】

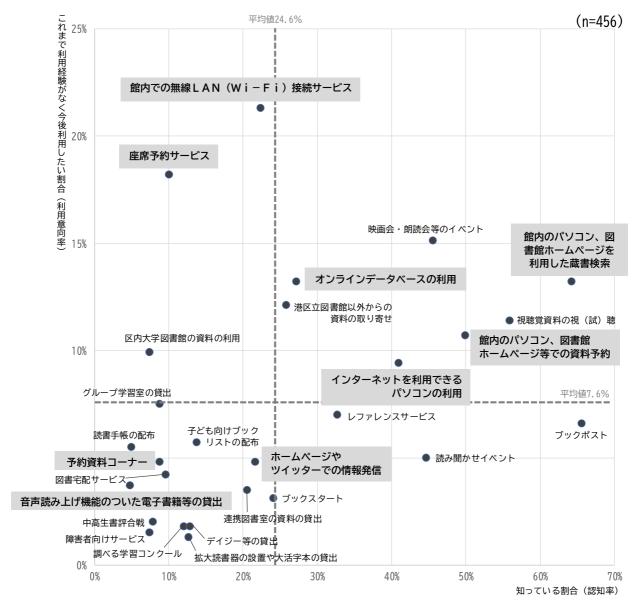
過去1年間に港区立図書館を利用しなかコロナウィルス感染症の影響により来館	内、	年代別の	割合		
		n	%		
			18~29歳	18	5.6
			30~39歳	31	9.7
郵送調査(区民)	237	22.0	40~49歳	55	18.2
野及胴直(区戊)	231	22.8	50~59歳	53	30.2
			60~69歳	36	33.3
			70歳以上	42	28.6

出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

② I C T **を活用したサービスのニーズ

これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして、区民(郵送調査)では「館内での無線LAN(Wi-Fi)接続サービス」「座席予約サービス(三田図書館のみ)」「館内のパソコン、図書館ホームページを利用した蔵書検索」等が上位に挙げられており、ICT*関連サービスへの潜在的なニーズはあると考えられます。

ICT*関連サービスについて知っている割合・これまで利用経験がなく今後利用したい割合 【郵送調査(区民)】

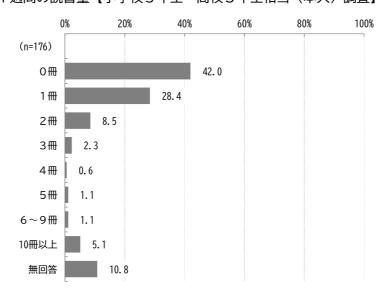


出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」 網掛けは、ICT*関連サービス。

③子どもの読書活動

子どもの読書習慣について、1週間の読書量をみると、 $\lceil 0$ 冊」が42.0%と最も高く、次いで「1冊」が28.4%となっています。

また、前回調査と比較すると、「0冊」が31.8%から10.2 ポイント高くなっています。

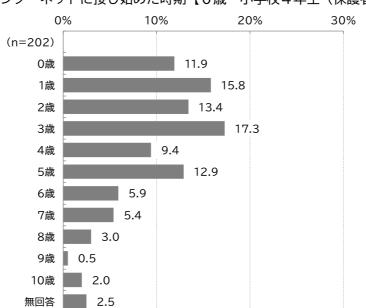


1週間の読書量【小学校5年生~高校3年生相当(本人)調査】

出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

④子どものインターネット利用状況

子どもがインターネットに初めて接した年齢をきいたところ、「3歳」が17.3%と最 も高く、次いで「1歳」が15.8%、「2歳」が13.4%となっています。



子どもがインターネットに接し始めた時期【0歳~小学校4年生(保護者)調査】

出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

⑤港区立図書館の利用促進に求められるサービス

子どもが今以上に港区立図書館を利用するために、「身近なところで本の貸出・返却ができる」「子どものニーズに応じた本を所蔵する」「子どもや親子連れだけが利用できるフロアやスペースをつくる」「居心地のよい環境をつくる」等のサービスをより重視することが求められます。

港区立図書館の利用促進に求められるサービス 【0歳~小学校4年生(保護者)、小学校5年生~高校3年生相当(保護者)調査】

(単位:%)

	n	身近なところ で本の貸出・ 返却ができる		子どもや親子 連れだけが利 用できるフロ アやスペース をつくる	しにくい本を	子ども向けの イベントが分 かりやすく情 報発信される
郵送調査(0歳~小4(保護者))	343	48.7	41.1	40.8	37.6	37.0
郵送調査(小5~ 高3相当(保護者))	203	45.8	43.8	23. 6	33.0	16.3
		<u> </u>				I
	n	子どもの関心 に応じて本を すすめる	居心地のよい 環境をつくる	話題の本を購 入し、貸し出 す	子どもの調べ ものや勉強に 役立つ本や情 報をすすめる	子どもが読書 に親しむ取組 を行う
郵送調査(0歳~小4(保護者))	343	33.8	33.5	32.9	28.3	26.5
郵送調査(小5~ 高3相当(保護者))	203	22.7	39.9	36.0	37. 4	21.2

出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」



三田図書館 児童コーナー



高輪図書館 児童コーナー

⑥電子書籍サービスの認知度、利用状況

港区立図書館の電子書籍サービスの認知率は、区民(郵送調査)等では10%台半ば~20%台後半、来館者調査でも約6割にとどまり、今後、さらなる浸透が求められます。利用経験率は、来館者調査を除いたどの調査結果でも1割未満にとどまり、十分に利用されていません。利用意向率については、区民(郵送調査)、0歳~小学校4年生(保護者)、小学校5年生~高校3年生相当では6割を超えており、関心が高くなっています。区民(郵送調査)では、年齢別に見ると、70歳以上は認知度が高いものの利用意向率は低く、他の年齢層では認知度は低いが、利用意向率は高い傾向にあります。

電子書籍サービスで利用したい分野は、「実用書(家庭、ビジネス、旅行ガイド等)」「小説・エッセイ」が高くなっています。

電子書籍の認知度、利用状況

(単位:%)

		n	認知率	利用経験率	利用意向率
郵送調査(区民)	全体	456	17. 1	3.3	66. 2
	18~29歳	35	8.7	2.9	71.5
	30~39歳	65	13.8	7.7	75.3
	40~49歳	108	18.5	3.7	75.0
	50~59歳	100	13.0	1.0	77. 0
	60~69歳	62	16.2	6.5	50.0
	70歳以上	83	26.5	0.0	44.5
郵送調査(0歳~小4(保護者))		343	27. 1	6.4	76. 1
郵送調査(小5~高3相当(本人))		176	19.3	6.8	60.8
来館者	全体	1, 394	58.1	13.8	48. 4
	18~29歳	84	35.7	6.0	65.5
	30~39歳	92	66.3	25.0	53.3
	40~49歳	242	69.8	21.5	48.8
	50~59歳	356	62.1	14.9	55.6
	60~69歳	297	60.3	13.1	48.8
	70歳以上	309	47.6	6.1	34.6

出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

認 知 率:「知っており、利用したことがある」+「知っており、利用したいと思う」

+「知っているが、利用したいと思わない」

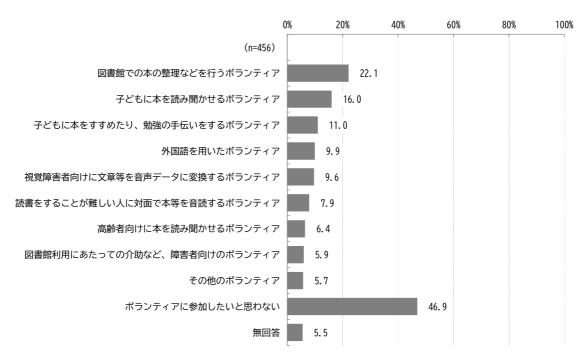
利用経験率:「知っており、利用したことがある」

利用意向率:「知っており、利用したいと思う」+「知らなかったが、利用したいと思う」

⑦図書館運営への参画意向

図書館でなんらかのボランティア活動に参加したいと思う区民は47.6%となっています。また、在勤者では33.0%となっています。

港区立図書館で参加したいと思うボランティア 【郵送調査(区民)】



出典:港区(令和4年度)「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

(3) 港区の図書館サービスにおける課題

①あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供

・これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして、「館内での無線LAN (Wi-Fi)接続サービス」、「(三田図書館のみ)座席予約サービス」などのICT* 関連サービスが多く挙げられており、ICT*を活用した図書館サービスの充実が求められています。

②子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進

- ・高校生世代で不読率が高い状態が続いていることもあり、国は「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本方針で、不読率の低減を掲げています。 そのため、乳幼児から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援していく必要があります。
- ・アンケート調査の結果によると、子どもが今以上に港区立図書館を利用するために、 「身近なところで本の貸出・返却ができる」「子どものニーズに応じた本を所蔵する」 等のサービスをより重視することが求められています。
- ・インターネットの利用開始時期が低年齢化してきており、また、A I **を活用したデジタル技術が身近になってきています。様々な状況から自らに必要な知識や情報を取捨選択できるようになることが重要となっています。図書館が学校教育との連携を一層強化して情報リテラシーを育むことが必要です。

③あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

- ・港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供していることが認知されていないので、積極的な周知が必要です。
- ・港区立図書館の電子書籍サービスについて、認知率と利用経験率はどちらも低い一 方で利用意向率は高いため、今後はさらなる周知が求められます。
- ・電子書籍は音声読み上げや文字の拡大・色の調整等が容易にでき、視覚障害者等の 読書環境の整備にもつながります。デイジー*図書や点字図書、電子書籍サービスの コンテンツを充実させるとともに情報発信を行い、読書バリアフリーを進めていく 必要があります。
- ・一般向けに販売されている電子書籍は増加している一方で、図書館向けに著作権処理され、電子図書館で購入できるコンテンツ数は少ない状況です。電子図書館の中には、貸出期間や回数が制限されている期限付きのコンテンツも多くあります。今後の図書館資料の収集に当たっては、こうした特性を踏まえながら資料を収集していく必要があります。

④多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

- ・学校や企業、他の社会教育施設が多数集積していることから、連携することで港区 ならではのサービスにつなげていくことが必要です。
- ・読書活動、図書館活用を推進するため、ボランティアを継続して育成し、活動を支援することが必要です。

港区立郷土歴史館



区民の貴重な財産である港区の文化財を次世代に継承し、自然、歴史、文化をとおして、港区を探求し交流する拠点として、旧公衆衛生院の建物を活用した郷土歴史館を運営しています。



開館時間:日曜日~金曜日及び祝日(土曜日を除く) 午前9時から午後5時まで

土曜日 午前9時から午後8時まで

休館日 :第3木曜日、年末年始、特別整理期間等

展示については、次の3つの展示を基本とします。

①常設展示

常設で行う展示は、港区のあらましを紹介する「ガイダンス展示」、港区の自然、歴史、文化に関する特徴的なテーマによって構成される「テーマ展示」を基本として組み立てます。

また、港区の自然、歴史、文化を体験・体感しながら学芸員との交流を楽しむ「コミュニケーションルーム」を展開します。



②特別展示

特別展示は、港区の自然・歴史・文化に関わるテーマを中心に、期間を定めて、独立した空間で実施します。

③ネットワーク展示

港区内には、大学や博物館などの文化・教育施設が多く、区内の博物館・美術館との情報交換・交流をしているミュージアムネットワークを立ち上げています。さらに、近年では様々な区有施設が港区の自然・歴史・文化を紹介する機会と場を設けています。郷土歴史館では、こうしたネットワークを生かし、連携した展示を展開していきます。



第3章 図書館サービスの推進

港区立図書館サービス推進計画とSDGSとの関係

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17 のゴール(下図参照)と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区立図書館サービス推進計画において、施策体系の大きな柱である基本目標とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区立図書館サービスに関する施策を推進していきます。



1 計画の全体像

第1章で示した「めざすべき姿」を実現するため、同章の「改定の方向性」及び第2章 「現状と課題」を踏まえ、次のとおり、計画を展開します。

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実と サービスの提供

- (1) 図書館資料の充実
- (2) 利用者同士の交流の場の提供
- (3) 図書館利用における利便性の向上

基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の 推進

- (1) 本とふれあう環境づくり
- (2) 豊かな国際性を生かした取組の推進

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

- (1) 多様な利用者に対する支援
- (2) 資料を活用した多様な学びの促進
- (3)図書館の魅力や有用性を伝える広報の充実

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業 の展開

- (1) 学校図書館の支援推進
- (2) 社会教育施設等との連携の推進
- (3) 区民の知識やスキルを生かした事業の展開

2 基本目標と施策の展開

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、4つの基本目標を掲げ、施 策を推進していきます。

新規・・・新たに取り組むもの

拡充・・・内容を充実するもの

重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供				
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載ページ	
	① 多様な方法による資料の提供		40	
	② 郷土・行政資料の充実		41	
(1)図書館資料の充宝	③ 外国語資料の収集と活用		41	
実	④ あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集	拡充 重点	41	
(2)利用者同士の交	① 利用者同士が交流できるスペースの工夫		42	
流の場の提供	② 利用者同士の交流の機会となる事業の実施		42	
(2) 國書始到田澤	① 資料の受取及び返却方法の拡充	拡充	43	
(3)図書館利用に	② 閲覧スペースの充実と座席予約システムの拡充		43	
おける利伸性の向上			40	
おける利便性の向上	③ ICT※を活用した利便性の向上	新規	43	
			_	
	③ ICT※を活用した利便性の向上		_	
基本目標2 子ども	③ I C T ※を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進	新規拡充	43 掲載	
基本目標2 子ども	③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組	新規拡充	43 掲載 ページ	
基本目標2 子ども	 ③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 	新規拡充重点	43 掲載 ページ 44	
基本目標2 子ども施策	 ③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 ② 絵本貸出定期便の実施 	新規拡充重点	43 掲載 ページ 44 44	
基本目標2 子ども	 ③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 ② 絵本貸出定期便の実施 ③ 年齢に応じた図書の推薦 	新規拡充重点	掲載 ページ 44 44 44	
基本目標2 子ども 施策 (1)本とふれあう	③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 ② 絵本貸出定期便の実施 ③ 年齢に応じた図書の推薦 ④ 親子で楽しむ取組の推進 。 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした	新城重 新規充点 新規	掲載 ページ 44 44 44 45	
基本目標2 子ども 施策 (1)本とふれあう	③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 ② 絵本貸出定期便の実施 ③ 年齢に応じた図書の推薦 ④ 親子で楽しむ取組の推進 ⑤ 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進	新城重 新規充点 新規	掲載 ページ 44 44 44 45 45	
基本目標2 子ども 施策 (1)本とふれあう	③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 ② 絵本貸出定期便の実施 ③ 年齢に応じた図書の推薦 ④ 親子で楽しむ取組の推進 ⑤ 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進 ⑥ 異なる年齢の子どもたちの本を通じた交流の促進	新城重 新規充点 新規	掲載 ページ 44 44 44 45 45 45	
基本目標2 子ども 施策 (1)本とふれあう	③ I C T * を活用した利便性の向上 から成人に至るステップに応じた読書活動の推進 施策に対する取組 ① ブックスタート*の推進 ② 絵本貸出定期便の実施 ③ 年齢に応じた図書の推薦 ④ 親子で楽しむ取組の推進 ⑤ 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進 ⑥ 異なる年齢の子どもたちの本を通じた交流の促進 ⑦ 子どもたちが居心地よく過ごすための環境づくり	新城重 新規充点 新規	掲載 ページ 44 44 44 45 45 45 45	

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
	① 電子書籍サービスの活用	拡充重点	48
 (1)多様な利用者に	② 区の資料のデジタル化と港区電子図書館での公開		48
対する支援	③ 来館困難な利用者への資料提供		49
	④ 図書館利用に障害のある方への読書支援		49
	⑤ 福祉施設や医療機関への団体貸出の利用促進		49
	⑥ 図書館利用のアクセシビリティの向上	拡充	49
	① ビジネス支援のための情報提供の充実	拡充	50
(2)資料を活用した	② レファレンスサービス*(調べもの相談)の充実	拡充	50
多様な学びの促進	③ 講座・講演会などの実施	拡充	50
	④ 資料を活用した展示の実施		51
(3)図書館の魅力	① 図書館の魅力や有用性を伝える広報活動の強化		52
や有用性を伝える広 報の充実	② ICT*の活用による情報発信の充実	拡充	52

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

施策	施策に対する取組		掲載ページ
	① 学校図書館との情報交換の促進		53
(1)学校図書館の支	② 調べ学習の支援	重点	53
援推進	③ 授業カリキュラムに応じた支援の実施		54
	④ 障害に対応した読書支援		54
	① 専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の 推進	拡充	55
	② 幼稚園・保育園等の子ども関連施設への支援		55
(2)社会教育施設等	③ 郷土歴史館・みなと科学館との連携事業の実施		55
との連携の推進 	④ 地域活動との連携の推進		55
	⑤ 大使館との連携事業の実施		56
	⑥ 企業等との連携の推進	拡充	56
(3)区民の知識やス	① ボランティアの育成		57
キルを生かした事業 の展開	② 区民の知識や能力を生かした図書館サービスの 展開		57

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実と サービスの提供

生涯を通じた学びの機会を提供するため、地域特性を踏まえた資料を収集するとともに、閲覧スペースの充実など勉強・仕事・調べ物や交流をする場所としてのサービスの提供を行います。また、スマートフォン等で図書館カードを表示できるようにするなど I C T ** を積極的に活用した取組を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。

■SDGsとの 関係





施策(1)図書館資料の充実

■SDGsとの関係



利用者の学びたいという思いに十分に応えることができるよう、資料の充実に努めます。基本的な資料だけではなく、外国語資料、各地区の地域性を考慮した特色ある蔵書構成、さらに新しい形態の資料など、幅広い資料の収集を進め、利用者の多様なニーズに応えていきます。

①多様な方法による資料の提供

書籍・雑誌・新聞等の印刷資料、CD・DVD等の視聴覚資料、オンラインデータベース・電子書籍・電子雑誌・音楽や映像の配信等、図書館資料の提供方法が多様化しています。社会情勢を踏まえ、それぞれの提供方法がもたらすメリット、デメリットを見極めた上で、更なるサービスの拡充について検討します。

コラム

電子書籍と紙の本



電子書籍と紙の本は、以下のようなメリット、デメリットがあります。 港区立図書館では、これらの特性を踏まえ、引き続き、多様な資料を収集していきます。

	電子書籍	紙の本
メリット	 ・スマホやタブレット等で、時間や場所にかかわらずいつでもどこでも資料を借りることができ、読むことができる。 ・返却手続きが不要である。 ・音声読み上げができる。 ・文字の拡大・色の調整等ができる。 ・劣化や紛失、汚破損のリスクがない。 ・図書館での保管場所が不要である。 	・タイトル数が多い。 ・表紙や帯等に興味が湧き、新たな本と出会う場合もある。 ・特定のページを開きやすい。
デメリット	・図書館向けに電子化された資料が少ない。・ライセンス購入となるため、図書館の資産にはならない。・サービス提供元が限られている。・紙の本よりも価格が高い傾向がある。	・図書館での貸出や返却の手続きが必要である。 ・劣化や紛失、汚破損のリスクがある。 ・図書館での保管場所が必要である。

②郷土・行政資料の充実

港区に関する郷土資料や行政資料を収集し、利用者の学びを支える情報の提供を行います。また、収集した資料の展示やインターネットの活用により、港区の歴史や文化に関する情報を積極的に発信していきます。

③外国語資料の収集と活用

外国人が多く生活する地域特性(令和5(2023)年6月現在、20,659人、区人口の7.8%) を踏まえ、区立図書館が外国人にも活用されるよう、電子書籍も含めた外国語資料の収 集を行います。令和5(2023)年4月現在、約20言語の資料を所蔵しています。

また、外国語の絵本の読み聞かせや外国語資料の多読*等による学習機会の提供、国際理解推進など外国語資料を幅広く活用していきます。

④あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集

拡充 重点

区立図書館では、区民の日常生活や課題解決に役立つ資料の充実に努めています。「港 区立図書館資料収集方針」に則り、特定の図書を数多く収集するのではなく、質・量とも にバランスが取れた蔵書構成を図りながら、時代とともに変化する様々なニーズに対応 した、体系的で幅広い資料の収集を進めます。

年少人口が増加している地域や外国人在住者が多い地域、高齢者人口が増加している 地域やビジネス街など、地域の特性を踏まえた個性ある蔵書の実現に取り組みます。

令和6 (2024) 年4月からは、台場区民センター図書室が台場図書館に移行します。台場図書館では、台場地域の魅力を発信していくための資料を収集していきます。

		現状		後期3年間	
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	所蔵資料数	1, 330, 000	1,345,000	1,360,000	1, 375, 000
成果 指標	蔵書に満足している 利用者の割合	85%	86%	88%	90%

重点収集分野

三田図書館 地域・行政資料、ビジネス支援図書、ヤング等

みなと図書館 自然科学、視聴覚資料、語学学習資料(多読*)等

麻布図書館 児童、外国語資料、演劇・映画等

赤坂図書館 広告、デザイン、外国語資料等

高輪図書館 医学・薬学、家政学・生活科学等

港南図書館 家政学・生活科学、海洋学等

台場図書館 海洋学 (環境)、台場地域関連資料等

関連計画

港区生涯学習推進計画 ①~④

港区国際化振興プラン ③



施策(2)利用者同士の交流の場の提供

■SDGsとの関係



資料を通じて学び、知識を広げることに加えて、資料を介して利用者同士が交流し、情報を交換・共有する機会を提供します。また、利用者同士が交流しやすい環境づくりについて検討していきます。

①利用者同士が交流できるスペースの工夫

子どもたちが区立図書館の資料を利用し、話し合いながら学ぶことができるスペースや、子育て世代、高齢者、在勤者等がグループで利用できるスペースなど、既存の環境を工夫し、利用者が交流しながら利用できる環境づくりを検討します。

②利用者同士の交流の機会となる事業の実施

おはなし会や読書会を通じて子どもや保護者同士の交流ができる機会やビジネス関連の事業で同業種・異業種で交流ができる機会をつくるなど、利用者同士の交流を促進し、図書館でのコミュニティづくりを進めます。

関連計画

港区生涯学習推進計画 ①・②

◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



コラム

図書館の役割



図書館法では、「「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定められています。

「資料の収集」に関しては、特定の図書を数多く収集するのではなく、郷土資料・行政資料や区民等の多様な要求に対応するための幅広い分野の様々な資料を収集することが求められます。また、図書館が収集した資料は公共の財産として、適切に保存する責任を有しており、利用者に対しても適切な利用を求めていきます。

施策(3)図書館利用における利便性の向上

■SDGsとの関係





多くの人にとって利用しやすい区立図書館をめざし、資料の受取と返却方法の拡充や I C T*の活用により利便性の向上を図ります。さらに、資料を借りるだけではなく、多様な図書館の利用方法に対応していけるよう、設備やスペースの在り方について実現可能性を踏まえ検討します。

①資料の受取及び返却方法の拡充

拡充

利用者が、より身近なところで本の貸出・返却ができるようにすることで、利用者の利便性の向上に繋がります。

ブックポストを増設するとともに予約資料の受取ができる区有施設の拡充を検討します。また、利用者の配送料金の自己負担により予約資料を自宅に配送するサービスを実施します。配送に合わせて、図書館のイベントや電子書籍サービスなどの案内を同封することで、多様な図書館サービスの利用を促します。

連携している	男女平等参画センター図書資料室、青山生涯学習館図書室、
区有施設	郷土歴史館図書室
ブックポストの	生涯学習センター入口、みなとパーク芝浦入口、
設置場所	芝浦港南区民センター入口、郷土歴史館南エントランス

②閲覧スペースの充実と座席予約システムの拡充

三田図書館では、利用者が事前にWEBで座席を予約することで、来館と同時に座席を利用できる座席予約システムを導入しています。三田図書館以外の図書館では、既存の環境を工夫しながら多様な利用に対応できる閲覧スペースを確保するとともに、座席予約システムの拡充について検討します。

③ ICT※を活用した利便性の向上

新規

令和6 (2024) 年度に更新予定の新たな図書館システムで、図書館カードのカードレス化に対応します。利用者のスマートフォン等から図書館システムのマイ図書館(自分が借りている資料等の確認ができるページ)にログインし、図書館カード番号のバーコードを表示することで図書館カードを持参せずに図書館資料を借りることができるようになります。引き続き利用者の利便性の向上につながるICT*の活用を推進します。

関連計画

港区DX推進計画 ②·③



基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進

乳幼児期における読書活動の支援から学校教育と連携した情報リテラシーの育成、SNS*を活用したおすすめ本の発信など中高生対象の読書の関心を高めるための取組を実施し、子どもから成人に至るステップに応じたサービスを充実します。

■SDGsとの 関係



施策(1)本とふれあう環境づくり

■SDGsとの関係



子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものに し、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。

乳幼児から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援し、誰もが本を手 に取り、楽しむことのできる環境づくりに取り組みます。

①ブックスタート*の推進

0歳児とその保護者を対象に、絵本を読む楽しさや読み聞かせの大切さ、子育て期の 図書館の活用方法などを伝え、良書と言われる絵本2冊をお渡しすることにより子ども の読書活動の第一歩を支援します。

②絵本貸出定期便の実施

新規

家庭での読書環境を整え、子どもが様々な絵本に日常的に親しめる取組を推進します。 図書館には、子どもの成長に合わせてどの様な絵本を選んだら良いかという声が寄せられています。ブックスタート*に続く取組として、乳幼児(生後6か月~3歳)のいる家庭において質の高い読書ができるように、図書館職員が選ぶ年齢に応じたおすすめの図書館の絵本3冊を毎月無償で家庭に届ける貸出サービスを実施します。

③年齢に応じた図書の推薦

子どもの読書活動を支えるため、年代別に区立図書館がおすすめする本としてブックリストを毎年作成し配布するとともに、ホームページにも掲載しています。この取組を継続するとともに、来館者におすすめ図書を手に取ってもらえるよう効果的な展示を行います。さらに、区立図書館で読書に関する相談(レファレンスサービス*)ができることを周知し、子どもの本選びや調べ学習の手助けを行います。

④親子で楽しむ取組の推進

0歳児から参加できるおはなし会や図書に触れるきっかけとなる人形劇や音楽会、工作会など子どもが保護者とともに楽しむプログラムを実施します。また、家庭での読書環境づくりを進めるため、「保護者向け読み聞かせ講座」の開催や読書手帳の配布により、「家読(うちどく)*」を支援します。新たに乳幼児の保護者向けアンケートを実施し、保護者の意見を図書館サービスに反映していきます。

⑤小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進

拡充

小学生を対象に、おはなし会の開催のほか、体験型の学習講座を実施します。中学生・高校生には、おすすめの本を紹介しあう書評合戦やSNS*を活用した発信、懇談会の開催、事業の協働企画など、それぞれの年代に合わせた読書活動を推進していきます。また、新たに実施する子ども向けのアンケートや懇談会で子どもの意見を丁寧に聴取することにより、不読率の低減に向け、子どもの意見を図書館サービスに反映していきます。

⑥異なる年齢の子どもたちの本を通じた交流の促進

図書館員体験として、小中高生が図書館資料の展示やPOP*を作成し、同じ世代や年下の子どもたちに本を薦める機会の創出や中高生のボランティアグループによるおはなし会や事業を実施します。また、春のこども読書週間、秋の読書週間、夏休みや冬休みに幅広い年齢層が参加しやすい事業を実施することで、本を通じた子どもたちの交流を促進します。

⑦子どもたちが居心地よく過ごすための環境づくり

乳幼児期の親子が気軽に絵本に親しむため、また、小中高生向けに読書力・学習力の向上を図る支援を行うため、子どもを対象とした図書館である高輪図書館分室を設置しています。三田図書館や麻布図書館には子ども向けの専用フロアを設けており、また、三田図書館には、子どもたちが話し合いながら学ぶことができるグループ学習室を設けています。引き続き、全ての区立図書館で、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供していきます。

⑧インターネットを活用した事業の実施

おはなし会、読み聞かせ講座、ビブリオバトル*などの事業については、インターネットを活用することで、図書館に来館せずに、自宅や学校からも参加できるよう取り組みます。

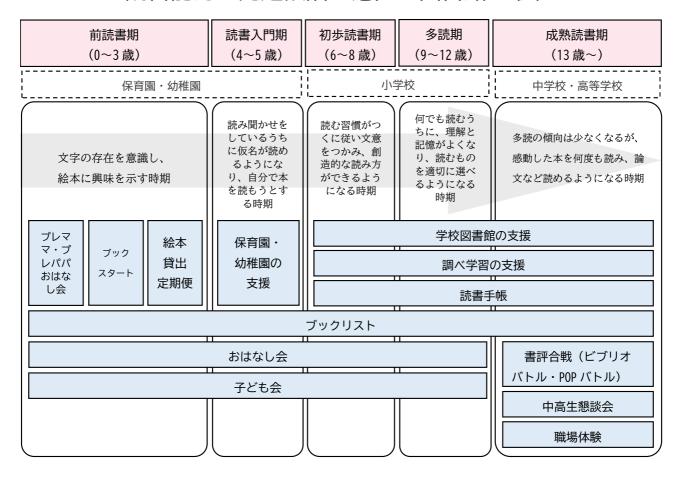
関連計画

港区文化芸術振興プラン ①・⑥

港区生涯学習推進計画 ④~⑧



読書能力の発達段階と港区立図書館の取組



図は「平成29年度 子供の読書活動の推進に関する有識者会議資料(文部科学省)」を基に作成



みなと図書館 子ども会(人形劇)



中高生書評合戦

施策(2)豊かな国際性を生かした取組の推進

■SDGsとの関係



外国人児童・生徒が多く住んでいることを踏まえ、外国語資料を活用した読み聞かせ や展示を行うことで、日本人の子どものみではなく、様々な国籍の子どもたちが外国語 や外国の文化・歴史に触れる機会をつくります。あわせて、日本文化についても知る機 会をつくります。

①外国語資料を用いた読み聞かせの実施

外国語資料を活用し、絵本の読み聞かせや世界の昔話や民話、物語のおはなし会を実施します。外国人児童・生徒への母語での読み聞かせや国籍の異なる子どもたちが日本や世界の文化・歴史に触れながら交流できる機会を創出します。

②国際理解・異文化理解の取組の推進

社会情勢や外国の言語・文化、日本の伝統・文化を学び、国際理解・異文化理解につながるような、資料を収集するとともに、多様な子どもの関心を促す資料展示、講演会や体験会を開催します。

関連計画

港区国際化振興プラン ①・②





麻布図書館 英語おはなし会



麻布図書館 おはなし会

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

読書に困難さのある人も含め、あらゆる人々が読書を楽しめるよう 港区電子図書館に関する情報発信やコンテンツを充実させるととも に、郷土資料等の電子化を進めます。また、講座・講演会のオンライ ンによる実施など図書館に来館することが難しい利用者に対するサ ービスを充実します。

■SDGsとの 関係





施策(1)多様な利用者に対する支援

■SDGsとの関係





年齢や障害の有無にかかわらず誰もが読書を楽しみ、求めている知識や情報を得ることができるよう、利便性の向上に取り組んでいきます。施設のバリアフリー化だけでなく、職員の接遇や館内サイン等においても障害や言語の違いに配慮していきます。

①電子書籍サービスの活用

拡充 重点

電子書籍サービスの活用により時間や場所にかかわらず資料の貸出・返却ができることで、利便性の向上が期待されます。また、音声読み上げや、文字の拡大・色の調節等が容易になり読書バリアフリーにもつながります。

電子書籍が効率的に活用され貸出数が増えるよう、貸出状況を分析し、利用者ニーズを踏まえ電子書籍のタイトル数を増加するとともに、電子雑誌の閲覧サービスを開始し、コンテンツを充実します。

また、電子書籍の特色を紹介するちらしやコンテンツの特集ページ作成等資料の紹介を行い、積極的に電子書籍サービスを周知します。

		現状		後期3年間	
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	電子書籍所蔵タイトル数	7,500	8,000	9,000	10,000
成果 指標	電子書籍貸出数	25,000	30,000	35,000	40,000

②区の資料のデジタル化と港区電子図書館での公開

資料のデジタル化は、貴重本の保管にも有効な方法です。著作権法を遵守した上で、郷 土資料及び行政資料のデジタル化を進めます。デジタル化した資料については、電子書 籍として港区電子図書館で公開します。また、行政資料として、港区立幼稚園・小・中学 校の園歌・校歌の音源を掲載していきます。

③来館困難な利用者への資料提供

図書館資料の貸出を受けるためには、利用者自身が区立図書館に来館して貸出手続をすることが必要です。来館することが困難な高齢者・障害者・妊産婦・負傷や疾病により外出に支障がある方に図書館資料の貸出をするため、利用者宅に図書館所蔵の本や雑誌を届ける本の宅配サービスを実施しています。本の宅配サービスについての広報活動を充実させ、利用の拡大を図ります。

④図書館利用に障害のある方への読書支援

視覚障害者や高齢で視力の低下した人の読書支援として、拡大読書器の提供や対面朗 読室での音訳ボランティアによる支援などを継続して行います。また、「障害者差別解消 法」や「読書バリアフリー法」を踏まえ、引き続き図書館利用に障害のある方への読書支 援を推進していきます。

⑤福祉施設や医療機関への団体貸出の利用促進

区内の福祉施設や医療機関に対して実施している団体貸出について、対象となる施設・機関への周知活動を行います。郵送やファックスなどにより定期的に案内を送るなどの方法で認知を高めることで、入所中や入院中の利用を促進します。また、施設・機関を通じてニーズを把握し、それに応じた資料を整備していきます。

⑥図書館利用のアクセシビリティの向上

拡充

高齢者や視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、学習障害等のある人が図書館を利用する障壁をなくしていきます。

図書館の施設は、一層のバリアフリー化とユニバーサルデザイン*の導入、多言語化を 進めていきます。

さらに、図書館利用に障害のある人々の受入れを進めるため、特別支援学校(児童・生徒)、障害者施設、高齢者施設等の図書館招待日を設けるなど、周囲の理解も進めながら、 積極的に図書館利用の拡大を図っていきます。

関連計画

港区DX推進計画

(1)

港区文化芸術振興プラン ③



施策(2)資料を活用した多様な学びの促進

■SDGsとの関係



区民の学ぶ意欲の一層の向上をめざし、蔵書や利用環境を整えるだけでなく、新しい 資料と出会い、学びや知識が広がるきっかけとなる取組を積極的に進めます。また、映画 会や音楽会、朗読会等のイベントも継続して開催します。調べもの相談や講座・講演会な どの実施により多様な学びの機会を提供することで、日々の暮らし、仕事に関する課題 や地域の課題の解決を支援します。

①ビジネス支援のための情報提供の充実

拡充

ビジネスに関する資格取得などの資料・情報を収集するとともに、ビジネスに関する 講座を開催します。また、多様な働き方や子どもたちが仕事について学ぶことに役立つ 情報発信を推進します。

三田図書館では、ビジネス関連図書、専門雑誌、業界誌等の充実、企業・市場情報等のデータベースの提供、ビジネス支援専用のレファレンスコーナーを運用しています。また、併設する産業振興センターとの連携を強化し、産業振興センターで実施した講座に関連する図書館資料を展示するなどビジネス支援のための情報提供をより充実します。

②レファレンスサービス*(調べもの相談)の充実

拡充

調べものの相談など利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス*を実施しています。サービスの充実を図るため、来館のほか、新たに図書館ホームページでの受付を実施します。また、区立図書館ホームページで公開しているレファレンスサービス*事例数を増やすとともに、国立国会図書館レファレンス協同データベースに参加し、港区に関するレファレンス事例についてインターネット上で広く公開します。

③講座・講演会などの実施

拡充

知識や情報を発信する場として、著作者や映画関係者などによる講演会、各々の図書館の特性を生かし、SDGs^{*}、健康、防災、港区の歴史に関する講座などを開催します。また、インターネットによる申込みを可能にするとともにオンラインで参加可能なイベントの実施について検討するなど、より多くの人が講座・講演会に参加できる取組を進めます。

④資料を活用した展示の実施

新しい資料との出会い、学びや気づきを得る機会として、読書週間や終戦記念日、障害者週間*などの時期にあわせて関連する資料を活用した展示を継続して実施していきます。さらに、区にゆかりのある人物の展示、区内美術館等の施設と連携した展示にも取り組みます。

関連計画

港区生涯学習推進計画 ①~④ 港区文化芸術振興プラン ③





高輪図書館 講座



三田図書館 写真展



みなと図書館 資料を活用した展示

施策(3)図書館の魅力や有用性を伝える広報の充実

■SDGsとの関係



区民調査・在勤者調査によると、区立図書館の場所や図書館で行っているサービスを知らない人が一定程度います。図書館資料の閲覧や貸出以外にも様々な図書館サービスを提供していることを、より多くの区民に周知していくための広報活動を推進していきます。図書館の魅力や有用性を積極的に発信し、施設の認知度向上や利用促進につなげていきます。

①図書館の魅力や有用性を伝える広報活動の強化

区内の掲示板等や広報誌での情報発信、町会・自治会への情報提供に加え、みなと区民まつり等の地域の行事への積極的な参加をとおして、区立図書館の魅力や有用性を発信します。

② I C T*の活用による情報発信の充実

拡充

SNS*を積極的に活用して、多岐にわたる講座・講演会の実施など区立図書館の魅力や有用性をより効果的に発信することで、図書館への来館を促進します。また、区立図書館ホームページについて、利用者が求める情報によりアクセスしやすくするとともに、児童向けページや各図書館の特色や魅力等について掲載内容を充実します。

ICT*を活用した情報発信を充実することで、これまで区立図書館をあまり利用しなかった区民の利用の拡大を図ります。



みなと図書館 掲示板

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

学校や社会教育施設、地域の団体等と連携し、それぞれの持つ資料や人材を相互に活用した事業の実施など、生涯を通じて豊かな学びを支援します。

■SDGsとの 関係



施策(1)学校図書館の支援推進

■SDGsとの関係



学校図書館は、子どもの読書活動に大きな役割を果たしています。学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、学校図書館の計画的な利用や地域の図書館等の資料を活用した情報収集等の学習活動を充実することとしています。

図書館は、学校図書館の有する「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるため、学校図書館支援センター機能を備えた教育センターと連携し、団体貸出、選書や運営、授業での活用など、様々な局面で支援を行います。

地域の図書館として、児童・生徒の自主的な学習を促す取組を進めます。

①学校図書館との情報交換の促進

区立小・中学校の学校図書館資料選定への出版社協力による資料展示・選書会の開催を通じた支援を行うとともに、学校への団体貸出利用の促進や資料の充実を図ります。 また、読書手帳の配布や電子書籍サービスの効果的な活用方法の案内等により、児童・生徒の読書活動を支援します。

中高生書評合戦や中高生懇談会など図書館事業との連携や学校図書館関係者との定期的な情報交換により、学校図書館の運営を支援します。

②調べ学習の支援



児童・生徒が様々な手法で自主的に調べ、学ぶことができるよう、パスファインダー*の作成、関連する資料の貸出や図書館職員による出張講座等を実施し、調べ学習を支援します。また、成果を発表する場として「港区図書館を使った調べる学習コンクール*」を開催します。

		現状		後期3年間	
		令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組 目標	調べ学習講座開催回数	68	70	72	74
成果指標	「港区図書館を使った調 べる学習コンクール [※] 」応 募作品数	982	1,200	1,350	1,500

③授業カリキュラムに応じた支援の実施

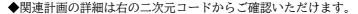
学校図書館を活用した指導計画を推進する教育センターと連携し、課外授業のまち探検や職場体験の受け入れ、図書館職員が学校に出向いての読書感想文の書き方講座やブックトーク*の実施、情報活用能力の育成など、図書館資料や人材を生かし、授業カリキュラムに応じた支援を行います。

④障害に対応した読書支援

読書が困難な児童・生徒のために、デイジー*図書、点字図書、さわる絵本*、大活字本、LLブック*等の資料の充実を図るとともに、リーディングトラッカー*やルーペ等の読書補助具の普及を推進します。また、学校図書館と連携し、障害やその他の特性の有無にかかわらず、多くの児童・生徒が読書に親しめるよう支援します。

関連計画

港区学校教育推進計画 ①~④ 港区文化芸術振興プラン ②







調べる学習コンクール 表彰式



調べる学習コンクール 入賞作品レプリカ展示

施策(2)社会教育施設等との連携の推進

■SDGsとの関係



港区には、都立図書館、大学や専門機関の図書館が数多くあります。港区ミュージアムネットワークで連携を図っている様々な美術館・博物館や多くの大使館もあります。そのような専門性が高い外部組織との連携を拡充していくことで、利用者の学習意欲の高度化・専門化に応えていきます。

また、幼稚園や保育園等の子ども関連施設への支援を行います。さらに、区内企業等との連携、地域で活動する区民との協働にも取り組んでいきます。

①専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進

拡充

専門図書館、大学図書館には区立図書館が所蔵していない多くの専門的な資料が所蔵 されています。

専門図書館等と情報交換を行うために(仮称)港区専門図書館等連絡会を定期的に開催し、講座・講演会や資料展示などについて積極的に連携をしていきます。

より専門的な情報を希望する利用者が大学図書館の資料を利用することができるように、連携先の図書館の拡充に向けて取り組みます。さらに、高度なレファレンスに対応する際に、専門図書館や大学図書館に照会できる体制を構築し、利用者の情報ニーズに応えていきます。

②幼稚園・保育園等の子ども関連施設への支援

幼稚園、保育園、児童館、子育てひろば等の子ども関連施設を対象に、団体貸出、訪問 図書館サービスでのおはなし会、各種講座を開催しています。

施設職員を対象とした読み聞かせ講座の開催や出版社の協力による資料展示・選書会により選書を支援し、施設での読書環境づくりを支援します。

③郷土歴史館・みなと科学館との連携事業の実施

港区の歴史、文化、自然、科学技術を学ぶことにより地域に愛着を感じたり、科学を身近に体験したりできるように、郷土歴史館及びみなと科学館と連携した取組を行います。

④地域活動との連携の推進

図書館地域交流会を中心に地域住民の参画と協働を進めます。各地区の図書館において地域住民の活動に必要な資料の提供などの支援のほか、地域住民と連携した事業の企画・実施など地域に密着した図書館の運営に取り組みます。

⑤大使館との連携事業の実施

港区には、令和5(2023)年7月現在、81か国の大使館があります。これら区内にある 大使館と連携し、区立図書館などを会場とし、大使館職員による自国文化の紹介や語学 の講座、外国語による読み聞かせなどを実施します。

6企業等との連携の推進

拡充

地元企業・学校・病院と連携し、地域の魅力を発信する講座や講演会を開催します。 また、図書館が地域における情報の拠点であるという特性を生かし、様々な業種の地元 企業を交えた地域連携・地域貢献を目的とした情報交換を行い、企業と企業、企業と学 校、企業と住民の交流につなげるための場を提供します。

関連計画

港区文化芸術振興プラン ①・②・⑤





高輪図書館 大学図書館との連携展示



みなと図書館 みなと科学館との連携事業

施策(3)区民の知識やスキルを生かした事業の展開

■SDGsとの関係



港区の在住者・在勤者には、様々な知識や経験、スキルを有する方が数多くいます。 図書館の利用者同士での教え合い、学び合いを支えるための講座の実施や交流の機会の 提供を検討します。また、図書館サービスに携わるボランティアの育成、活躍の場や機 会の充実にも取り組んでいきます。

①ボランティアの育成

図書館サービスに協力する児童サービスボランティアの育成のため、専門の講師による「児童サービスボランティア養成講座」を実施しています。また、音訳ボランティアの技術向上のため、「デイジー講習会*」や「音訳講習会*」を実施しています。都立中央図書館などの他機関が実施する講習会・研修会も育成の機会と位置付け、ボランティアにより充実した情報提供を行います。

②区民の知識や能力を生かした図書館サービスの展開

児童サービスボランティアや音訳ボランティアなどがもつ経験や能力、講習会や研修会で学んだ知識は、子ども向けの事業や対面朗読などで発揮されています。こうしたスキルをさらに生かしていくため、「おはなし会」「子ども会」「朗読会」などの図書館行事を充実します。

関連計画

港区文化芸術振興プラン ①・②





麻布図書館 ボランティアおはなし会

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

図書館サービスの推進に当たっては、図書館サービス推進計画を策定した教育委員会が主体となり、各区立図書館において計画に沿って着実に取り組んでいくとともに、教育委員会の各組織、各施設、各学校はもちろんのこと、各地区の総合支所、区有施設等とも連携し、港区全体で図書館サービスを総合的に推進していきます。

さらに、より質の高い図書館サービスを提供するために、区民等の図書館利用者、地域、ボランティア活動の従事者、事業者・団体等、大学図書館・専門図書館、学校図書館等との連携や協働による取組を充実させていきます。

(2) 各主体の役割

効果的な計画の推進に向け、各主体が以下のそれぞれの役割を積極的に果たしていく ことが期待されます。

①区民

区立図書館で、学び、楽しむ利用者としての区民は、地域の情報拠点として、学習の機会や地域の課題解決ができる場として、図書館を育てていくことが期待されます。

また、子どもたちに読書の楽しさ、大切さを伝えていくことは、家庭の大きな役割です。

②地域(町会・自治会)

各地区の区立図書館を地域の情報拠点として、積極的な利用を促進する図書館の事業をPRしていただける場や、地域の行事に図書館が参加する場を設けることが期待されます。

③ボランティア

ボランティアは、おはなし会、読み聞かせ、声の図書など、多くの図書館サービスに欠かせない力をもっています。多くの方に、読書の楽しさを伝える図書館のサービスの担い手として活発な活動が期待されます。

④事業者・団体等

区内には多彩な事業者・団体や専門的知識や経験をもった人々がいます。知的欲求に 応えることのできる能力を、図書館サービスの中で広く利用者に還元することが期待さ れます。

⑤大学図書館・専門図書館

区内には、多くの大学図書館や専門図書館があり、それぞれの特色に応じた専門的で高度な資料を数多く保有しています。区立図書館や書店では手に入れ難い資料を活用し、より深く学びたいという図書館利用者のニーズに応えることが期待されます。

⑥学校図書館(小・中学校)

学校図書館は、子どもたちの読書活動を推進するための最も身近な図書に触れる場です。区立図書館と連携し、子どもたちが豊かな人生を送るために、本に触れ、親しむ習慣を育むことが期待されます。

⑦港区(行政)

教育委員会は、図書館サービス推進計画を着実に実行することで、区立図書館において、全ての人が、生涯を通じて豊かな学びができるように支えていきます。区立図書館の管理運営を担う指定管理者には計画内容の周知徹底を図り、日ごろから目標、現状、課題等について積極的に共有し、連携・協働していきます。

コラム

港区版ふるさと納税制度における団体応援寄付金



港区版ふるさと納税制度は、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会*の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道を選び、区の取組を応援する制度です。

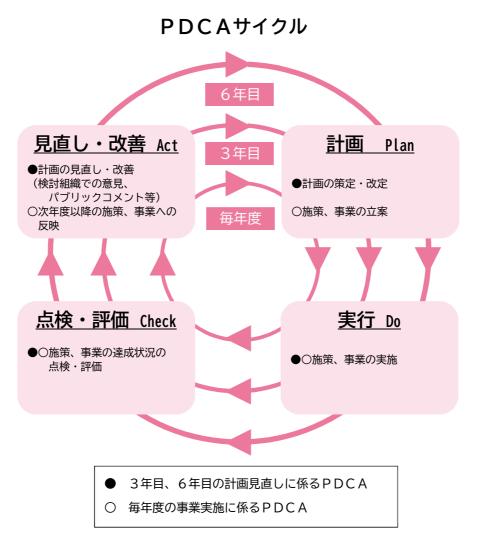
寄付の活用先として、寄付者が指定した区内の公益的団体に寄付金の 7割を上限に補助金を交付する「団体応援寄付金」があり、 大学図書館や専門図書館が属する公益的団体に寄付することが できます。

2 計画の進行管理

(1)管理方法

港区立図書館サービス推進計画に掲載した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画の中間年度(3年目)及び最終年度(6年目)には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。計画の進捗状況については、港区立図書館ホームページで公開します。



港区立図書館ホームページ



(2)評価方法

本計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的に行います。なお、以下の「①行政による評価」については、港区ホームページ等で区民に評価結果を公表しています。

①行政による評価

ア 事業所管課による進捗・目標達成度評価 [毎年度実施]

港区教育委員会は、本計画に掲げる全事業について、見直しや改善につなげることを目的に、取組状況や成果指標の達成状況等について評価します。図書文化財課は、 それに対する意見を次年度以降の施策・事業に反映します。

イ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価[毎年度実施] 港区教育委員会は、本計画に計上している事業のうち、特に重点を置くべき事業に ついて、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に、学識経験者の専門的な視点 を活用して点検及び評価します。各事業所管課は評価結果を次年度以降の施策・事業 に反映します。また、点検及び評価の結果は、港区議会へ報告します。

ウ 事務事業評価 [毎年度実施]

区の全事務事業について、見直しや改善等につなげるとともに、評価結果を踏まえた予算編成を行うことを目的として、必要性、効果性及び効率性の観点から、一次評価は各事業所管課、二次評価は企画・財政部門、三次評価は学識経験者を含む港区行政評価委員会が実施します。各事業所管課は、評価結果に基づき、次年度以降の事務事業の見直し等を行います。

エ 政策評価 [3年ごとに実施]

港区基本計画に掲げる各施策について、今後の方向性を示し、効果的な行政サービスを提供することを目的として、一次評価は各事業所管課、二次評価は学識経験者や公募区民を含む港区行政評価委員会が、専門的な視点や区民の視点から政策の3年間の達成度を評価します。各事業所管課は評価結果を受けて政策や施策の見直し等を行います。

②区民等の意見

ア みなとタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織からの意見、提言

区では、港区に住み、働き、学ぶ区民が話し合い、意見を出し合う場として、区民 参画組織である「みなとタウンフォーラム」を設置しています。その場で出た意見を 取りまとめた提言を最大限反映するよう努めます。

イ 区民を対象としたアンケート調査

3年に1回程度、港区の図書館サービスにおける取組への満足度や、行政への期待・ 要望等について調査を行います。

ウ 来館者アンケート調査

年に1回、区立図書館利用者を対象に取組への満足度・要望などについて調査を行います。

資料編

1 港区教育ビジョンの概要

(1) 港区教育ビジョンとは

港区教育ビジョンは、平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 10 年間を通じて、港区の教育の根幹となる基本理念、目指す人間像、取組の方向性を示すもので、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく港区の「教育振興基本計画」です。平成 26 (2014) 年 10 月に策定しました。

また、区は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき区 長が定める「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」(港区教育 大綱)として位置付けています。

(2) 港区教育ビジョンの目的

教育ビジョンは、教育委員会だけではなく、区の関係部署、学校、家庭、地域等の多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、学校教育と生涯学習を貫く港区の教育の方向性を一層明確にすることを目的としています。

(3) 港区が目指すこれからの教育

①基本理念





②目指す人間像

生涯を通じて夢と生きがいをもち、 自ら学び、考え、行動し、 未来を創造する人

【個人として】

- ○夢と生きがいをもち、生涯を通じ自ら学び、 個性を伸ばし、行動する人
- ○自立心と責任感のある人
- ○郷土への誇りと愛着をもつ人

【他者との関わりにおいて】

- ○他者への思いやりや他者との絆を 大切にする人
- ○国籍や年齢、性別、障害の有無に かかわらず互いを尊重する人
- ○他者と協調し、未来を創造する人

【社会との関わりにおいて】

- ○地域の一員として、社会に関わり、 ともに生きる人
- ○多くの世代と交流し、協働して 社会に貢献する人
- ○国際的視野をもって行動し、世界を リードする人

(4) 港区の教育における基本的方向性

①「徳」「知」「体」を育む学び

- ・自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、他者を思いやる心を育成します。
- ・人権教育、道徳教育を充実し、協調性や規範意識を育みます。
- ・基礎学力の確実な習得、読書活動などを通じた論理的思考力の育成に取り組みます。
- ・基本的な生活習慣と正しい食習慣の確立による、健康な体づくりを支援します。

②生き抜く力を育む学び

- ・一人ひとりの個性と能力を伸ばし、主体的に挑戦し努力する姿勢を育みます。
- ・責任感のある社会人・職業人として自立できるようにする教育を推進します。
- ・自ら学ぶ姿勢やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し、解決を図る力を育成 します。
- ・平和に関する教育、国際感覚の育成、防災教育、環境教育、ICT*を活用した教育 を推進します。

③生涯を通じた学び

- ・豊かな環境や人材など、港区の強みを生かした幅広い学びの機会の充実を図ります。
- ・自らの基盤を固める「学び直し」、自らを高める学び、人生の豊かさを支える学びを 支援します。
- ・子どもから高齢者、障害者など幅広い層がスポーツに親しめる機会の充実と環境整備を推進し、スポーツを通じて全ての人が支え合う地域づくりに取り組みます。

④地域社会で支えあう学び

- ・区民が相互に学びあい、支えあう環境として、生涯学習施設や図書館などを活用したネットワークづくりを進めます。
- ・行政や学校だけではなく、区民をはじめとした多様な人や組織との協働による教育 環境の一層の充実を図ります。

⑤つながり、伝え、循環する学び

・学びを通して人と人、人と地域がつながり、「学びの循環」を一層広げていく取組を 推進します。

(5)教育ビジョンの実現に向けて

①教育行政における個別計画による取組

教育行政における各個別計画に基づき、具体的な取組を推進します。

港区学校教育推進計画港区スポーツ推進計画港区生涯学習推進計画港区立図書館サービス推進計画

②学校、家庭、地域、事業者等との協働

学校、家庭、地域、事業者など多様な主体が、港区における教育の担い手として協働 することで、区民一人ひとりの学びを支える教育環境を構築することができます。

主体	期待される役割
学校 幼稚園、小・中学校 児童福祉施設 保育所、児童館、 子ども中高生プラザ など	○子どもの個性と創造力を伸ばす教育、幼小中の一貫教育、保幼小の連携した教育を推進します。○遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育み、子どもの自主性を尊重した学力、体力の向上を図ります。○地域に開かれた学校、児童福祉施設の環境づくりに取り組み、多様な主体との協働による教育を推進します。
家庭家族、保護者 など	○家族との関わりの中で、信頼感や愛着を育み、人と人との絆を 学びます。○子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせます。○子どもとともに成長するよう、子育てを通して様々なことを経験します。
地域 町会・自治会、商店会、消 防団 など	○学校や家庭と協働して、子どもたちの教育環境を整えます。○多世代での交流を進め、ともに学ぶ機会を創出します。○行政と協働して、多くの人の学びの成果が生きる地域社会をつくります。
事業者・団体 大学、企業、NPO、 ボランティア団体、 大使館 など	○行政や区民と協働して、積極的に地域の教育に関わります。○専門的な知識や設備を生かして、学校や地域に学習の機会を提供します。○ワーク・ライフ・バランスの取組を通じて、従業員の学びの機会の創出・拡充を図ります。

2 港区立図書館サービス推進計画検討委員会

(1) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会設置要綱

令和4年 5月 2日 4港教教図第 479号

(設置)

第1条 港区立図書館サービス推進計画の改定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区立 図書館サービス推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について検討する。
 - (1) 港区立図書館サービス推進計画の改定に関すること。
 - (2) その他港区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項 (構成)
- 第3条 委員会は、次に掲げる区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって構成する。
 - (1) 区民(公募) 2人以内
 - (2) 学識経験者 4人以内
 - (3) 教育関係者及び保育園長 4人以内

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の 末日までとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務 を代理する。

(委員会)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部図書文化財課図書館係において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 付 則
 - この要綱は、令和4年5月2日から施行する。 付 則
 - この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会委員名簿

所属等	氏名
慶應義塾大学文学部准教授	◎ 松本 直樹
亜細亜大学国際関係学部教授	〇 安形 輝
十文字学園女子大学教育人文学部准教授	石川 敬史
八洲学園大学生涯学習学部准教授	下山 佳那子
学校教育部教育人事企画課統括指導主事	下橋良平
芝浦港南地区総合支所管理課台場保育園園長	稲田美香
公募区民	奥平 浩
公募区民	二藤 泰明

[◎]委員長、○副委員長

(3) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会開催経過

開催日程	主な議事
令和4年度第1回 令和4年8月31日	○計画改定スケジュールについて ○計画改定に向けたアンケート調査項目(案)について ○その他
令和4年度第2回 令和5年1月18日	○計画改定スケジュールの変更等について ○計画の進行管理・評価について ○アンケート集計結果について
令和5年度第1回 令和5年5月18日	○計画改定方針について
令和5年度第2回 令和5年7月26日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について
令和5年度第3回 令和5年9月1日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について
令和5年度第4回 令和6年1月19日	○港区立図書館サービス推進計画(案)等について

3 港区立図書館サービス推進計画検討会

(1) 港区立図書館サービス推進計画検討会設置要綱

令和4年 7月 1日 4港教教図第1067号

(設置)

(所掌事項)

第1条 港区立図書館サービス推進計画の策定にあたり、区政全般に対して施策の横断的な展開を図るため、港区立図書館サービス推進計画検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 港区立図書館サービス推進計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、教育委員会事務局教育推進部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、図書文化財課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を 代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(検討会)

- 第4条 検討会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、図書文化財課図書館係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

総合支所協働推進課長

子ども家庭支援部子ども政策課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導扣当課長

(2) 港区立図書館サービス推進計画検討会委員名簿

所属等	氏名
教育委員会事務局教育推進部長	星川 邦昭 (~令和5年3月) ◎
教育女員云事协问教育推進即 攻	長谷川 浩義 (令和5年4月~)
教育委員会事務局教育推進部図書文化財課長	〇 齊藤 和彦
高輪地区総合支所協働推進課長	中村 美生
子ども家庭支援部子ども家庭課長	白井 隆司 (~令和5年3月)
子ども家庭支援部子ども政策課長	横尾 恵理子 (令和5年4月~)
教育委員事務局学校教育部教育指導担当課長	篠﨑 玲子

◎会長、○副会長

(3) 港区立図書館サービス推進計画検討会開催経過

開催日程	主な議事
令和4年度第1回 令和4年10月7日	○図書館サービス推進計画に関するアンケート調査について
令和4年度第2回 令和5年2月3日	○港区立図書館サービス推進計画アンケート調査報告書について
令和5年度第1回 令和5年5月26日	○港区立図書館サービス推進計画の改定方針(案)について
令和5年度第2回 令和5年8月7日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について
令和5年度第3回 令和5年9月6日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について
令和5年度第4回 令和6年1月30日	○港区立図書館サービス推進計画(案)について

4 関連計画一覧

名称等	内容
港区国際化推進プラン	国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとり
計画期間:	の人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合
令和3年度~令和8年度	う「多文化共生社会」の実現をめざすための計画です。
港区文化芸術振興プラン	「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界
計画期間:	に開かれた『文化の港』」を将来像とし、誰もが文化芸術を通じて心
令和3年度~令和8年度	豊かで潤いのある生活を送ることができる社会をめざす計画です。
港区生涯学習推進計画	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学
計画期間:	びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り
令和3年度~令和8年度	組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。
港区学校教育推進計画	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区
計画期間:	民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育の
令和3年度~令和8年度	さらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基
	本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。
港区DX推進計画	区民生活に関わるICT環境の変化に的確に対応するとともに、港区
計画期間:	基本計画で示された目標の実現に向けて、情報化の視点から施策の方
令和3年度~令和8年度	向性を示す計画です。



◆関連計画の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

5 用語解説

頭文字	用語	説明	掲載ページ
Α	A I	Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。	10、15、 33
D	DX	Digital Transformationの略。I C T の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	7、15、17
I	Information and Communication Technology の略。情 ICT 報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・ 産業・設備・サービス等の総称。		10、15、 16、21、 28、33、 38、39、 40、43、 52、68
	I Cタグ	データの読み取り (書き換え) が可能な I C (集積回路) を埋め込み、電波を使って情報の読み書きを行うことができるタグ (荷札)。	21
L	LLブック	難しい表現を使わず写真やイラスト、ピクトグラム(絵文字) 不理解を助け、文章を分かた書きにし、フリガナ	
Р	POP	「Point of purchase」の頭文字の略。紙を媒体とし、 商品名やキャッチコピー、説明文、イラストを手書きし た広告媒体。	23、45
S	SDGs	た広告媒体。 「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標のこと。 「港区立図書館サービス推進計画とSDGsの関係」については p.36 を参照。	
	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が 交流できる Web サイトの会員制サービス。	44、45、 52
あ行	家読(うちどく)	「家庭読書」の略語で、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」 ことを目的とした読書運動。	45
	音訳講習会	音訳者の心構え、音訳方法、長文の読み方等音訳者に必 要な技術等を学ぶ講習会。	57
さ行	全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している視覚 障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方に対し サピエ て、様々な情報を点字、音声データで提供しているネットワーク。音声図書のデータのダウンロードのほか、音 声図書の相互貸借も実施している。		22
	さわる絵本	視覚障害者等が楽しめるように絵の部分をさわってわ かるように工夫した絵本。	22、54
	集団補聴システム	雑音の少ないクリアな音声を補聴器(貸出用常備)に直 接送信するための装置。	22

頭文字	用語	説明	掲載ページ
さ行	障害者週間	12月3日から9日までの1週間、障害者の福祉についての関心と理解を深めるための取組を行う期間。	22、51
た行	多読	外国語の学習方法。辞書を引かなくても楽しめるような やさしい本をたくさん読むことで、母語に訳さず理解で きるようになる。	41
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	16、62
	を読むことが困難な人々のための電子書籍の国際標準 規格。		20、33、 54
	デイジー講習会	デイジー図書製作のための必要な技術と知識習得のための講習会。	57
は行	パスファインダー テーマについて参考になる資料や情報を探すための順をまとめた調べ方ガイド。		53
	ビブリオバトル	本の紹介コミュニケーションゲーム。お気に入りの本を 紹介しあい、最も読みたくなった本に投票し、チャンプ 本を決める。	
	ブックスタート	赤ちゃんが心健やかに育つよう、絵本を通じて親子が心を通わせることの喜びや、読み聞かせの大切さを伝える 取組。図書館のほか、みなと保健所の事業の中でも行っ ている。	23、38、
	ブックトーク	あるテーマにそって、何冊かの様々なジャンルの本を順 序だてて紹介すること。	54
ま行	港区図書館を使った調べる 学習コンクール	図書館の利用促進と調べる学習の普及を目的に公益財団法人図書館振興財団が実施している全国コンクールの地域コンクールとして、港区教育委員会が開催している。	53
や行	ヤングアダルトサービス	中学生や高校生を中心とした世代を対象にしたサービス (YAサービス)。	23
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。	49
ら行	リーディングトラッカー 読みたい行に視点を集中させる読書補助具		54
	レファレンスサービス	何らかの情報を求めている利用者に対して、課題解決の ための資料や情報を提供するサービス。	11、21、 39、44、 50
	録音図書	目の不自由な方でも本を楽しめるよう、図書を音訳し、 カセットテープやCDに録音して、音声の形で提供する 図書。	22

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、 心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること を宣言します。

昭和60年8月15日

港区

区の木

区の花







アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2023254-7280

港区立図書館サービス推進計画 (令和3(2021)年度~令和8(2026)年度)令和5(2023)年度改定版(案)

令和6(2024)年2月

発行:港区教育委員会

編集:港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課

港区芝五丁目36番4号 03-6435-3011

令和6年2月14日 教育委員会議案資料 No.4-2

港区立図書館サービス推進計画(素案)からの修正について

備考欄	備考欄における凡例				
1	区民意見募集結果に伴う修正				
2	教育委員会での意見に伴う修正				
3	区民文教常任委員会での意見に伴う修正				
4	検討委員会・検討会での意見に伴う修正				
5	基本計画・各個別計画との整合性を図るための修正				
6	素案公表以降の状況変化等に伴う修正				

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
1	15	第2章1 (1) ③DXの進展	修正前 DX*の取組は、デジタル技術の革新とともに民間や自治体でも拡がりを見せており、行政サービスの充実や効率化に向け、チャットボット等のAI*を活用した最先端技術を取り入れた施策の推進が求められています。 修正後 DX*の取組は、デジタル技術の革新とともに民間や自治体でも拡がりを見せており、行政サービスの充実や効率化に向け、生成AI*等を活用した最先端技術を取り入れた施策の推進が求められています。	社会情勢の変化により合致した表現とするため。	4
2	15	第2章1 (1) ④総合的な子ど も政策の推進	新規追加 令和5 (2023) 年12月、こども基本法に基づく、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。	最新の情報を反映するため。	6

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
3	19	第2章 2 (2)図書館の 運営状況につい て	修正前 毎月開催している図書館長会を通じて情報を共有し、選書を合同で行うことにより質・量ともにバランスの取れた蔵書を構成しています。 区は、指定管理者が協定書及び事業計画書に従い適正かつ確実なサービスを安定的に提供しているかどうかをモニタリングするとともに、施設の機能・役割が十分に発揮されるよう、責任を果たしていきます。 修正後 毎月三田図書館の指定管理者が開催している図書館長会を通じて情報を共有し、選書を合同で行うことにより質・量ともにバランスの取れた蔵書を構成しています。 区は、指定管理者が協定書及び事業計画書に従い適正かつ確実なサービスを安定的に提供しているかどうかをモニタリングするとともに、図書館長会への参加や日常の連携により図書館の機能・役割が十分に発揮されるよう、責任を果たしていきます。	図書館長会の位置付け等を明記するため。	4
4	19	第2章 2 (2)図書館の 運営状況につい て	修正前 図書館の指定管理者のモニタリングを適切に実施していくために、司書資格を持つ区の専門職員を配置するほか、区職員が都立図書館等の実施する研修を受講していきます。 修正後 司書資格を持つ区の専門職員の配置や区職員が都立図書館等の実施する研修を受講することで、図書館の指定管理者のモニタリングを適切に実施していきます。	より適切な表現とするため。	6
5	25	第2章 3(1) ⑥学校、地域の 団体や社会教育 施設等との連携	「港区立図書館と連携している区内の専門図書館等の一覧」の表を「令和4 (2022)年度末時点」から「令和5 (2023)年12月末時点」に更新しています。	最新の情報を反映するため。	6

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
6	43	第3章 基本目標1 施策(3) ①資料の受取及 び返却方法の拡 充	修正前 ブックポストの増設 <u>や</u> 予約資料の受取ができる区有施設の拡充を検討します。 修正後 ブックポスト <u>を</u> 増設 <u>するとともに</u> 予約資料の受取ができる区有施設の拡充を検討します。	事業構築に伴い、修正する必 要が生じたため。	6
7	43	第3章 基本目標1 施策(3) ①資料の受取及 び返却方法の拡 充	修正前 また、区民向けに、利用者の配送料金の自己負担により予約資料を自宅に配送するサービスを実施します。 修正後 下線部分を削除します。	サービスの対象を限定せず実施するため。	6
8	43	第3章 基本目標1 施策(3) ③ICTを活用 した利便性の向 上	修正前 利用者のスマートフォン等から図書館システムにログインし、図書館カード番号のバーコードを表示することにより図書館カードを提示することなく図書館資料の貸出をできるようにします。 修正後 利用者のスマートフォン等から図書館システムのマイ図書館(自分が借りている資料等の確認ができるページ)にログインし、図書館カード番号のバーコードを表示することで図書館カードを持参せずに図書館資料を借りることができるように <u>なり</u> ます。	より分かりやすい表現とするため。	6

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
9	44	第3章 基本目標2 施策(1) ①ブックスター トの推進	以下のとおり文章を修正し、「拡充」を削除。 修正前 0歳児とその保護者を対象に、絵本を読む楽しさや読み聞かせの大切さ、子育で期の図書館の活用方法などを伝え、良書と言われる絵本を <u>手渡す</u> ことにより子どもの読書活動の第一歩を支援します。 また、乳幼児(0歳児~3歳児)のいる家庭において質の高い読書ができるように、絵本に親しむための取組の充実を図ります 修正後 0歳児とその保護者を対象に、絵本を読む楽しさや読み聞かせの大切さ、子育で期の図書館の活用方法などを伝え、良書と言われる絵本2冊をお渡しすることにより子どもの読書活動の第一歩を支援します。 削除	より分かりやすい表現とする ため。 新たな取組として絵本貸出定 期便を実施するため。	4,6
10	44	第3章 基本目標2 施策(1) ②絵本貸出定期 便の実施	新規追加 「①ブックスタートの推進」における「拡充」の内容としていた「乳幼児(0歳児~3歳児)のいる家庭において質の高い読書ができるように、絵本に親しむための取組の充実を図る内容」として、新たな取組となる「②絵本貸出定期便の実施」を追加。	事業構築に伴い、修正する必 要が生じたため。	6
11	48	第3章 基本目標3 施策(1) ①電子書籍サー ビスの活用	以下のとおり文章を修正し、「重点」に加え「拡充」を追加。 修正前 電子書籍が効率的に活用され貸出数が増えるよう、貸出状況を分析し、利用者ニーズを踏まえ、電子書籍のタイトル数を増加する <u>など</u> コンテンツを充実します。 修正後 電子書籍が効率的に活用され貸出数が増えるよう、貸出状況を分析し、利用者ニーズを踏まえ、電子書籍のタイトル数増加する <u>とともに、電子雑誌の閲覧サービスを開始し、</u> コンテンツを充実します。	事業構築に伴い、修正する必 要が生じたため。	6

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
12	48	第3章 基本目標3 施策(1) ②区の資料のデ ジタル化と港区 電子図書館での 公開	新規追加 また、行政資料として、港区立幼稚園・小・中学校の園歌・校歌の音源を掲載し ていきます。	現在、取り組んでいる内容を 追加したため。	6
13	62	第4章 1(2) ⑦港区(行政)	修正前 教育委員会は、図書館サービス推進計画の着実な実行に当たり、区立図書館の指 定管理者と運営目標、現状、課題等について積極的に共有し、連携・協働しなが ら、全ての人が、生涯を通じて豊かな学びができるよう、支えていきます。 なお、各地区の総合支所をはじめとする区の組織が一丸となって質の高い図書 館サービスの提供を推進していきます。 修正後 教育委員会は、図書館サービス推進計画を着実に実行することで、区立図書館に おいて、全ての人が、生涯を通じて豊かな学びができるように支えていきます。 区立図書館の管理運営を担う指定管理者には計画内容の周知徹底を図り、日ご ろから目標、現状、課題等について積極的に共有し、連携・協働していきます。	図書館サービス推進計画の着 実な実行に向け、指定管理者 に計画内容の周知徹底を図る ことを明記するため。	4
14	62	第4章 1(2) 各主体の役割	新規追加 港区版ふるさと納税制度における団体応援寄付金に関するコラムを新たに追加。	港区版ふるさと納税制度を活用して区の事業や対象となる団体を応援できることについてより多くの方に知っていただくため。	6

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
15	63	第4章 2 (1)管理方法	以下のとおり文章を修正し、港区立図書館ホームページの二次元コードを追加。 修正前 毎年度、各施策の <u>進捗を点検</u> ・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。 計画の中間年度(3年目)及び最終年度(6年目)には、社会情勢の変化や課題 の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見 直しを行います。 修正後 毎年度、各施策の <u>進捗状況を把握</u> ・評価し、次年度以降の施策・事業に反映しま す。計画の中間年度(3年目)及び最終年度(6年目)には、社会情勢の変化や 課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画 の見直しを行います。計画の進捗状況については、港区立図書館ホームページで 公開します。	計画の進捗状況について港区 立図書館ホームページで公開 する旨を明記するため。	1,4
16	64	第4章 2 (2)評価方法	新規追加 なお、以下の「①行政による評価」については、港区ホームページ等で区民に評価結果を公表しています。	区民意見を受け、表現を修正したため。	1)
17	64	第4章2(2)① ア 事業所管課 による進捗・目 標達成度評価 [毎年度実施]	修正前 本計画に掲げる全事業について、取組状況や成果指標の達成状況、課題等を各事業推進課において評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的に実施します。 修正後 港区教育委員会は、本計画に掲げる全事業について、見直しや改善につなげることを目的に、取組状況や成果指標の達成状況等について評価します。図書文化財課は、それに対する意見を次年度以降の施策・事業に反映します。	区民意見を受け、表現を修正したため。	①

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
18	64	第4章2(2)① イ 港区教育委 員会の権限に管理 及び執行の状況 の点検及び評価 [毎年度実施]	修正前 ウ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 [毎年度実施] 本計画に計上している事業について、取組状況及びその成果を学識経験者の専門的な視点で点検及び評価し、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に 実施します。 修正後 イ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 [毎年度実施] 港区教育委員会は、本計画に計上している事業のうち、特に重点を置くべき事業について、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に、学識経験者の専門的な視点を活用して点検及び評価します。各事業所管課は評価結果を次年度以降の施策・事業に反映します。また、点検及び評価の結果は、港区議会へ報告します。	区民意見を受け、表現を修正したため。	1
19	64	第4章2(2)① ウ 事務事業評 価[毎年度実施]	修正前	区民意見を受け、表現を修正したため。	1

番号	ページ	該当項目	修正箇所	修正理由	備考
20	64	第4章2(2)① エ 政策評価 [3年ごとに実 施]	修正前 港区基本計画に掲げる施策の実施状況や効果等について、学識経験者の専門的 な視点や区民の視点から政策の達成度を評価するとともに、各種施策について 今後の方向性を明らかにすることを目的として実施します。 修正後 港区基本計画に掲げる各施策について、今後の方向性を示し、効果的な行政サー ビスを提供することを目的として、一次評価は各事業所管課、二次評価は学識経 験者や公募区民を含む港区行政評価委員会が、専門的な視点や区民の視点から 政策の3年間の達成度を評価します。各事業所管課は評価結果を受けて政策や 施策の見直し等を行います。	区民意見を受け、表現を修正したため。	1)
21	64	第4章2(2)② ウ 来館者アン ケート調査	修正前 年に1回、区立図書館利用者を対象に取組への <u>期待</u> ・要望などについて調査を行います。 修正後 年に1回、区立図書館利用者を対象に取組への <u>満足度</u> ・要望などについて調査を行います。	より適切な表現とするため。	6
22	77	資料編 5 用語解説	新規追加 「ユニバーサルデザイン」 年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、できるだけ多くの人が利用できる よう生活環境その他の環境を作り上げること。	より分かりやすい資料とするため。	4

港区立図書館サービス推進計画(令和3年度~令和8年度)令和5年度改定版(素案) についてのご意見と区の考え方

1 区民意見募集(パブリックコメント)の概要

募集期間 令和5年11月25日(土)から令和5年12月25日(月)まで

募集方法 郵便、インターネット、FAX、持参

閲覧場所 区ホームページ、教育長室(区役所7階)、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、 各総合支所管理課・台場分室、港区立図書館(みなと図書館・高輪図書館分室を除く)

意 見 数 4件(内訳 インターネット:2件、持参:2件)

2 区民説明会の概要

日程・会場:令和5年12月 8日(金)午後 6時から 生涯学習センター 205学習室

令和5年12月10日(日)午前10時から 本庁舎9階 913会議室

意 見 数:16件(参加者数 12月8日:1名、12月10日:1名)

3 意見の種別と対応状況

1	意見を反映し、計画(素案)を修正したもの	1件
2	計画(素案)の記載の中で趣旨を反映しているもの	10件
3	計画(素案)では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	6件
4	意見の内容が対応できないもの	0件
(5)	区政に対する要望等として受けたもの	3件
	合 計	20件

No.	関連 ページ	区分	意見内容	区の考え方	対応 状況
1	41	インターネット	英語以外の言語の絵本が少ないので、英語以外 の言語の絵本や資料の充実をはかってほしい。	港区立図書館では英語以外の外国語の絵本も約 2,200 点 (25 言語) 所蔵しています。引き続き、英語以外の絵本の充実を図るとともに、 各図書館における配架方法も工夫し、資料を探しやすくするように します。	2
2	63 • 64	インターネット	図書館の目立つところに計画と毎年の実施状況を報告するコーナーを設けるなど計画期間中も計画の進捗について周知を図る必要があると思う。 今の内容では実際には PDCA と呼べるレベルの評価はできないため、PDCA による評価を行うのであればもっと多くの数値目標を設定すべき。 評価方法も行政内部の評価に留まっていて客観性が乏しいため、積極的に住民・利用者の意見を聞き直接評価をする仕組みが必要だと思う。	図書館サービス推進計画の進捗状況について、毎年度、教育委員会へ報告を行い、港区ホームページで教育委員会資料を公開しています。今後は、図書館ホームページ等での公開も行います。 現在は、重点的に取り組むべきものについて年次計画を設け取組目標と成果指標を明示していますが、数値目標を設定していない取組を含め全ての取組について、毎年度の実施状況を点検・評価し、次年度以降の施策・事業に反映しています。毎年度実施している来館者アンケートにより現状の図書館サービスへの満足度や要望について調査を行っています。引き続き、来館者アンケートにより利用者の意見を聴取し、サービスの充実に努めていきます。	3
3	19	持参	毎月の館長会議、選書会議、視聴覚資料選定会議 の責任の所在が明確ではない。この状況を改め るか、会議を廃止した方が良い。	区立図書館は、公募を経て選定された指定管理者が管理運営を行っています。 図書館長会、選書会議及び視聴覚資料選定会議は、区立図書館の中央館的機能を持つ三田図書館の指定管理者が開催しています。図書館長会には情報共有のため、選書会議や視聴覚資料選定会議では区立図書館の資料の選定を行うためのアドバイザーとして図書文化財課の職員が参加しています。引き続き、区立図書館を適切に管理運営していくため、各会議を開催していきます。	3
4	19	持参	図書館業務に詳しい職員を育成し、指定管理者 等に継続的に港区の図書館運営の方針を徹底し たほうが良い。	司書資格を持つ区の専門職員を配置し、図書館の指定管理者のモニタリングを適切に実施しています。引き続き、港区立図書館サービス推進計画の着実な実行に向け、指定管理者と連携を図っていきます。	2
5	18	区民説明会	台場図書館以外に新しく図書館を建設する予定 はあるのか。	現時点で新たな図書館を建設する予定はありません。台場図書館を 含めた7館1分室の区立図書館におけるサービスの充実を図って いきます。	3
6	18	区民説明会	連携施設との連絡会は定期的に実施しているのか。	区立図書館資料の貸出・返却・予約ができる連携施設(郷土歴史館 図書室・男女平等参画センター(リーブラ)図書資料室・青山生涯 学習館図書室)とは都度情報共有を図るとともに、中央館的機能を 持つ三田図書館が連携施設を支援しています。	3

No.	関連 ページ	区分	意見内容	区の考え方	対応 状況
7	19	区民説明会	指定管理者のグルーピングについて、2つのグループではなくもう少し分けても良いのではないか。	令和6年度から5年間の港区立図書館の指定管理者を公募するに当たり、公募の競争性と運営の効率性等を総合的に検討し、2つのグループに分け公募を行いました。 次回の公募の際には、2つのグループだけではなく他のグループ数も検討した上で、適切なグループ数での指定管理者の公募を行います。	⑤
8	40	区民説明会	各図書館のDVDを定期的に入れ替えると、利 用率を上げることができるのではないか。	DVDは、購入する際に図書館ごとに使用許諾を得ています。そのため、購入した図書館以外にDVDを配架することはできませんが、他の図書館のDVDの新着資料の一覧を置くなどDVDの貸出を増やす取組を行っていきます。	(5)
9	41	区民説明会	台場図書館の資料選定はどの様に行っていくのか。	台場図書館における資料選定も他の区立図書館と合同で選定を行います。台場図書館では、台場地域の魅力を発信していくために、 海洋学(環境)や台場地域関連資料等を重点収集分野として収集していきます。	2
10	43	区民説明会	自分の持ち込みパソコンを使うことができるデ スクが少ない。	令和5年度に、区立図書館では図書館内の公衆無線LANの使用可能なエリアの拡充を行っています。公衆無線LANの使用可能なエリアの拡充に伴い、持ち込みパソコンを使用することが可能なエリアの拡大も図っていきます。	3
11	43	区民説明会	図書館カードをスマートフォンに代えるという ことだが、これまでの図書館カードが廃止とな り、すべて入れ替わるのか。どのくらいの需要が 見込まれるのか。	令和6年度に予定している図書館システムの更新により、図書館カードに加えて、スマートフォン等で図書館カードのバーコードを表示することにより、図書館資料を借りることができるようになります。	2
12	43	区民説明会	現在の図書館のシステムでは閲覧履歴が残らないようになっているが、貸出履歴を残す様な機能はあった方が良いと思う。ただし、貸出履歴が蓄積されることで、将来的にどういうことが起こりえるのかの啓発は必要だと思う。また、希望すれば、履歴を全て消すことができると良い。	令和6年度に予定している図書館システムの更新により、本人が希望した場合に貸出履歴の確認ができる機能が付加されます。当該機能の提供を開始するに当たり、本人のみ貸出履歴が確認でき、自分で履歴を削除できることを周知します。	2
13	P43	区民説明会	ログインの位置がパソコンとスマートフォンで は違う。どちらを使っても、同じように使えるよ うに変えていただきたい。	現在、図書館ホームページからマイ図書館(自分が借りている資料等の確認ができるページ)にログインする際に、パソコンとスマートフォンではログインするためのボタンの表示が異なっています。今後は、令和6年度に予定している図書館システムの更新により、スマートフォンとパソコンで同じ方法でログインできるようになります。	2

No.	関連 ページ	区分	意見内容	区の考え方	対応 状況
14	45	区民説明会	中高生を対象としたビブリオバトルがとても良い取組なので、オンラインも活用できると良い。	区立図書館では、中高生の読書活動を推進するために、お気に入り の本を紹介しあうビブリオバトルを実施しています。コロナ禍以 降、ビブリオバトルへの参加や観戦についてオンラインを活用して 実施しています。今後も様々な方法で参加や観戦ができるようオン ラインを積極的に活用していきます。	2
15	48	区民説明会	スマートフォンの機種によっては電子書籍を読むことができない。原因を把握して改善していただきたい。	古いOSや特殊なブラウザを利用している場合は、港区で導入している電子書籍の閲覧ができないことがあります。電子書籍の閲覧に対応しているOSやブラウザなどの動作環境について広く周知していきます。	⑤
16	48	区民説明会	電子書籍についてランキングや新刊本での検索 ではなく、テーマ別での情報をもう少し充実し てほしい。また、検索で関連本を引っ掛けるよう にしてほしい。	より多くの電子書籍の利用につながるよう電子図書館の特集ページを充実するなど検索しやすいように取り組んでいきます。	2
17	52	区民説明会	SNSによる情報発信は職員の手間も増えるので、ホームページによる情報発信をメインにしたほうが良い。	区立図書館では、SNSで情報発信しつつ、詳細はホームページのリンクを貼って案内をしています。引き続き、ホームページは充実させつつ、SNSを駆使して若い世代を含めこれまで区立図書館をあまり利用しなかった区民の利用拡大を図ります。	2
18	55	区民説明会	しかけ絵本を活用している取組があるのであれ ばホームページで積極的に掲載した方が良い。	しかけ絵本を含め布絵本や大型絵本については、個人への貸出のほか、図書館でのおはなし会や幼稚園、保育園や小学校などの団体へ貸し出すことで活用しています。一部の壊れやすい資料については、資料としての貸出は行わずに、資料展示の際に活用しています。今後は、しかけ絵本等が有効に活用されるようホームページ等で周知していきます。	3
19	62	区民説明会	現場の図書館スタッフに、港区立図書館サービ ス推進計画がしっかり理解されるよう取り組ん だほうが良い。	区立図書館の指定管理者の全てのスタッフに、港区立図書館サービス推進計画の内容の周知徹底を図ります。また、区立図書館の指定管理者と計画の進捗状況や課題を共有し、図書館サービス推進計画を着実に実行します。	2
20	63	区民説明会	現行計画における進捗状況や検証結果はどこか で公開されているのか。	図書館サービスの推進計画の進捗状況について、毎年度、教育委員会に報告を行っており、港区ホームページで教育委員会資料を公開しています。今後は、図書館ホームページ等での公開も行います。	1)